

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第3号＞

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年7月12日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成23年 7月12日 火曜日  
開 会 午前10時 2分  
散 会 午後 4時13分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、陳情平成22年第26号、同第45号、同第50号、同第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第149号、同第150号、同第166号、同第167号、同第184号、同第187号、同第195号から同第198号まで、同第201号、陳情第6号の4、第7号、第9号、第15号、第37号、第39号、第40号、第41号、第48号、第70号、第74号、第75号、第82号、第84号、第85号、第90号、第97号、第101号、第106号及び第107号
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書及び抗議決議の提出について（追加議題）
- 4 視察調査日程について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長 渡嘉敷 喜代子 さん

副委員長	桑江朝千夫君
委員	吉元義彦君
委員	仲田弘毅君
委員	具志孝助君
委員	照屋大河君
委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
農林水産部農漁村基盤統括監	玉城貢君
土木建築部土木整備統括監	金城淳君
教育庁文化課長	長堂嘉一郎君
警察本部交通部長	渡具知辰彦君
警察本部参事官兼刑事企画課長	知花幸順君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外58件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化財課長、警察本部交通部長及び刑事部参事官兼刑事企画課課長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外58件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

**○又吉進知事公室長** ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は継続47件、新規12件となっております。

まず、継続審議となっている請願及び陳情48件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の33ページをごらんください。

陳情平成21年第161号の記の4返還後も残存するヘリパッド15カ所の運用及び新たなヘリパッド6カ所の建設理由に関する調査並びに調査結果を公開することにつきまして、第1段落目と第3段落目の処理概要を御説明いたします。

第1段落目につきましては、沖縄防衛局によると、現時点で、米側から訓練形態及び機種の変更に係る正式な通報はないとのことであります。

第3段落目につきましては、しかしながら、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて、MV22オスプレイは、2012年の遅くから第3海兵機動展開部隊のCH46と代替することになるであろうとのお知らせがあり、運用が予想される北部訓練場等への影響について、十分な説明を求める必要があることから、6月24日、質問文書を防衛省に提出し、速やかな回答を求めたところであります。

次に資料の61ページをごらんください。

陳情平成22年第187号垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ沖縄配備に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

MV22オスプレイの配備について、去る6月6日、沖縄防衛局より口頭にて

地元へのお知らせがありました。

沖縄県としては、当該機種が過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。

去る6月24日沖縄県は、オスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

次に資料の63ページをごらんください。

陳情平成22年第196号航空機ジェット燃料流出事故に対する陳情につきまして、第4段落目以降の処理概要を御説明いたします。

去る6月24日、沖縄防衛局を通じて米軍から事故原因等について報告がありました。

米軍によれば、燃料の転送を開始する前に、操作員がパイプラインのバルブを誤って違う位置にしたことが事故原因とのことであり、再発防止策として、関係者に対する追加訓練を実施し、燃料システムを作動する資格を再認定したとのことであります。

また、汚染された土壌は、7月から約9カ月かけて浄化するとのことであります。

次に資料の73ページをごらんください。

陳情平成23年第15号名護防衛事務所の設置及びキャンプ・シュワブ提供施設へのフェンス設置に反対する陳情につきまして、第1段落目と第4段落目の処理概要を御説明いたします。

第1段落目につきましては、沖縄防衛局では、キャンプ・シュワブを含む北部地域における基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するため、去る3月31日、名護防衛事務所を設置したとのことであります。

第4段落目につきましては、キャンプ・シュワブのフェンスについては、米軍によると、既存の有刺鉄線は、悪天候の際は危険であり、固定されていないため、境界線を特定することを困難としており、新しいフェンスは、厳しい天候に耐え、境界線をよりよく示すものとなると説明しておりましたが、沖縄防衛局に確認したところ、フェンスは、去る5月6日に完成したとのことであります。

次に資料の74ページをごらんください。

陳情平成23年第37号沖縄防衛局による普天間飛行場代替施設の建設に係る現況調査を不許可にすることを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局による現況調査については、現在、関係法令にのっとり、審査中

であります。県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能と考え、普天間飛行場の県外移設を求めているところであり、その方針も踏まえつつ、適切に対応したいと考えております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の80ページをごらんください。

陳情平成23年第48号嘉手納基地における訓練激化、騒音激増、F15戦闘機の事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 F22A ラプターステルス戦闘機等外来機を嘉手納基地から即時撤去させることにつきましては、処理概要が、陳情平成22年第117号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2 嘉手納基地の運用を改め、戦闘機等の訓練量を削減することにつきましては、処理概要が、陳情平成22年第197号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 離陸時のアフターバーナーの使用をやめ、騒音防止協定を厳格に守ることにつきましては、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置ではアフターバーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフターバーナーは、できる限り早く停止するとされております。

県はこれまで、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会とも連携し、日米両政府に対し、同航空機騒音規制措置の厳格な運用を求めてきたところではありますが、嘉手納飛行場の周辺においては、依然として環境基準を超える騒音が発生するなど、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

4 F15戦闘機等各種戦闘機の整備点検を強化し、安全運航管理を徹底することにつきましては、去る2月23日、嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF15戦闘機が着陸した際に滑走路上でパンクし同飛行場が一時閉鎖される事態が発生しました。

県は、安全管理の徹底と、適切な運用を求めていたところではありますが、今回の事故を受け、2月24日、改めて安全管理の徹底と適切な運用を求めたところであります。

5 住民地域上空での飛行、訓練を中止することにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第9号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

きます。

次に、資料の82ページをごらんください。

陳情平成23年第70号A V 8 Bハリヤー攻撃機からのフレア誤射事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 誤射事故の原因を徹底究明し、結果を町民、県民に公表すること。2 具体的な予防措置を公表し、事故の再発防止策を講ずること。3 事故の連絡、通報体制の確立、迅速化を図ることにつきまして、一括して御説明いたします。

去る3月30日に発生したA V 8 Bハリヤー機による訓練用フレア誤射事故について、海兵隊による調査結果報告によりますと、誤射の原因はパイロットの不注意によるもので、フレア・システムは訓練空域以外では不作動にすることが求められるが、当該システムをオンポジションにしていたため、離陸の際に誤ってボタンに触れたことからフレアが放出されたとのことであります。

海兵隊は今回の事故を受け、再発防止策として、すべてのパイロットに対し、繰り返し行われる操作手順の知識や訓練を重視する教育を行ったとのことであります。

県は、このような事故が二度と起こらないよう、米軍及び政府に対し、再発防止及び今後の一層の安全管理について万全を期すよう強く要請したところであります。

4 A V 8 Bハリヤー攻撃機等外来機の飛来、訓練を中止することにつきましては処理概要が、陳情平成22年第80号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

5 軍用機の住民居住地域上空での飛行、訓練を中止することにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第9号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、83ページをごらんください。

陳情平成23年第74号米軍大型車両の通学路への進入に対する陳情につきまして処理概要を御説明いたします。

1 米軍大型車両の町道水釜、大木線の通過禁止を徹底すること。2 米軍車両の通学路（スクールゾーン）、生活道路への進入をやめることにつきまして、一括して御説明いたします。

米軍の大型車両が4月18日に嘉手納小学校の通学路へ侵入したとの報道について、嘉手納町に事実関係を確認したところ、米軍車両が道を間違え、嘉手納小学校の前で同校の教職員の誘導により同校前でUターンしたとのことであります。

また、当該米軍車両が進入した道路は、大型車両通行禁止規制は行われてお

らず、また、学校施設内への侵入や器物損壊の事実はなかったとのことであります。

米軍車両については過去に、移動中に道を間違え、学校や病院などの施設に誤って侵入する事案が発生しております。

県としては、米軍車両の移動に際しては、事前に移動ルートを確認するなど、道に迷わないよう最大限の措置を講ずるべきであると考えております。

次に、85ページをごらんください。

陳情平成23年第75号米空軍軍属による交通死亡事故不起訴処分に関する陳情にきまして処理概要を御説明いたします。

1 日本政府は、第一次裁判権放棄を米国に求め、日本が裁判を行うことにつきましては、去る1月12日に発生した交通死亡事故は、加害者である米軍属が勤務先からの帰宅途中に発生したことから公務中の扱いとされたとのことであり、日米地位協定第17条の規定により、第一次裁判権が米側にあるとされております。

公務中であれば、加害者側に過失があっても、我が国が裁判権を行使して刑事責任を問うことができないことから、公務中か否かの判断は厳格に行うべきであり、今回の事案が公務中であるとの判断に至った理由等について、県民に対して十分な説明がなされるべきであると考えております。

2 遺族への謝罪と完全補償を行うことにつきましては、米軍及び加害者においては、遺族の心情や意向に配慮しながら、誠意を持って対応するべきであると考えております。

また、政府においては、日米地位協定第18条第5項及び同条項に基づく民事特別法に基づき、十分かつ速やかな補償を行うべきであると考えております。

沖縄防衛局によれば、米軍属が運転していた自動車に、自賠責保険及び任意自動車保険が掛けられていたことから、被害者への補償は、まず当該保険から支払われるとのことで、現在その手続が進んでいるとのことであります。

3 再発防止策を図り、県民に公表することにつきましては、県は、米軍人等による事件・事故が発生するごとに、綱紀粛正、教育の徹底及び再発防止等について要請しているところではありますが、今回このような交通死亡事故が発生したことは大変残念であります。

今後も米軍及び日米両政府に対し、綱紀粛正、教育の徹底及び再発防止等を求めていきたいと考えております。

4 不平等、差別的、理不尽な日米地位協定を抜本的に見直し、改定することにつきましては、処理概要が、陳情平成20年第102号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の87ページをごらんください。

陳情平成23年第82号米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 日米合同委員会合意における、公務中の範囲を明らかにすることにつきましては、政府によれば、1953年10月の日米地位協定第17条に関する日米合同委員会合意において、公務とは、法令、規則、上官の命令又は軍慣習によって、要求され又は権限づけられるすべての任務又は役務を指すとのことであります。

また、1956年3月の公務の範囲に関する日米合同委員会合意により、原則として、合衆国軍隊の構成員又は軍属が、その認められた宿舎又は住居から、直接、勤務の場所に至り、また、勤務の場所から、直接、その認められた宿舎又は住居に至る往復の行為を含むと解釈される。ただし、合衆国軍隊の構成員又は軍属が、その出席を要求されている公の催し事における場合を除き、飲酒したときは、その往復の行為は、公務たる性格を失うものとするとのことであります。

2 日本国内の交通事故について、米国側は第一次裁判権を放棄し、日本の司法で裁くことにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第75号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うことにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第75号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4 米軍人・軍属の綱紀肅正を徹底的に行うことにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第75号の記の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

5 日米地位協定第17条、第18条及び日米合同委員会合意の抜本的な見直しを早急に行うことにつきましては、処理概要が、陳情平成20年第102号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、88ページをごらんください。

陳情平成23年第84号普天間基地の嘉手納統合案に反対する陳情につきまして、理概要を御説明いたします。

嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は、断じて受け入れることはできません。

普天間飛行場移設問題の原点は、一日も早い同飛行場の危険性の除去であり、早期に解決を図る必要があることから、固定化は決してあってはならないと考えております。

県としては、日米両政府に対し、引き続き、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、89ページをごらんください。

陳情平成23年第85号米国上院軍事委員長等の普天間基地嘉手納統合案声明に抗議し、その撤回を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 米国上院軍事委員長らは、普天間基地嘉手納統合案声明を撤回することにつきましては、処理概要が陳情平成23年第84号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2 日米両政府は、普天間基地のあらゆる県内移設・統合案を断念することにつきましては、県としては、平成21年9月以降の県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能と考えており、日米両政府に対し、引き続き、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

3 普天間基地の県外、国外早期移転を実施することにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第84号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4 嘉手納基地の機能強化をやめ、負担軽減を確実に実施することにつきましては、処理概要が陳情平成22年第80号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、90ページをごらんください。

陳情平成23年第90号軍属による交通死亡事故不起訴処分に関する事項と日米地位定の改定を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 日本政府は、米国政府へ第一次裁判権を放棄させ、日本の司法で裁くことにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第75号の記の1と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2 遺族への謝罪と再発防止策を図ることにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第75号の記の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 日米両政府は、遺族に完全な補償をすることにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第75号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

4 日米両政府は、理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めることにつきましては、処理概要が、陳情平成20年第102号の記の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、92ページをごらんください。

陳情平成23年第97号米海兵隊の垂直離着陸機MV22オスプレイの沖縄配備計画に反対する決議を求める陳情につきましては、処理概要が、陳情平成22年第187号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、93ページをごらんください。

陳情平成23年第101号住宅防音工事に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 うるささ指数80W・75W地区における外郭防音工事を実施すること。2 うるささ指数80W・75W地区における告示(昭和58年3月10日嘉手納飛行場周辺、昭和58年9月10日普天間飛行場周辺)の設定を平成22年3月に見直すこと。3 集落内での防音エリアを拡大することにつきまして、一括して御説明いたします。

県はこれまで、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携しながら、政府に対し、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅についても同工事の対象とするなど、騒音対策の強化・拡充を求めています。

平成22年7月には渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通じ、去る2月には沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて政府に対して、また、去る5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対して知事が直接、住宅防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充を図ることについて要請を行ったところであります。

県としては、引き続き、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等関係機関とも連携しながら、政府に対して、住宅防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充を図ることを求めてまいりたいと考えております。

次に、94ページをごらんください。

陳情平成23年第106号米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの2012年沖縄配備計画の撤回を求める陳情につきましては、処理概要が、陳情平成22年第187号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、95ページをごらんください。

陳情平成23年第107号日米両政府の米軍普天間飛行場代替施設辺野古崎移設合意に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

昨年5月の日米共同発表は、県外移設の実現に期待する声が高まっている中で、唐突に行われたものであり、県民の間に大きな失望を招きました。

その後、政府に対し県民の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、それらは依然として示されておられません。

これまで、日米両政府に対し、地元の理解が得られない移設案を実現することは、事実上不可能であると、機会あるごとに申し上げてきたにもかかわらず、今回、このような決定がなされたことは、まことに遺憾であります。

県としては、日米両政府に対し、引き続き、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

以上で、知事公室の所管に係る請願1件及び陳情59件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○**下地岳芳環境企画統括監** 環境生活部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の請願は継続1件、陳情は継続13件となっております。

初めに、継続審議となっている請願及び陳情につきまして、処理概要に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

以上、環境生活部に係る請願及び陳情処理概要について、御説明いたしました。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

玉城貢農漁村基盤統括監。

○**玉城貢農漁村基盤統括監** 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続2件となっております。

資料の29ページをお開きください。

陳情平成21年第125号普天間代替基地建設工事の中止を求める陳情の中の4

県に対して追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の53ページをお開きください。

陳情平成22年第149号普天間代替基地建設事業の中止等を求める陳情の中の3県知事による特別採捕許可申請に対する許可を撤回するよう求めることにつきましても、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城淳土木整備統括監。

○**金城淳土木整備統括監** 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

資料の30ページをお開きください。

陳情平成21年第125号普天間代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及び5につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化財課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

長堂嘉一郎文化財課長。

○**長堂嘉一郎文化財課長** ただいま議題となっております、教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

それでは処理概要を御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6の処理概要につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設新基地建設事業に係るアセス手続及び環境現況調査並びにキャンプ・シュワブ内における造成工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化財課長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

渡具知辰彦交通部長。

○渡具知辰彦交通部長 請願・陳情説明資料83ページをお開きください。

陳情平成23年第74号米軍大型車両の通学路への進入に対する陳情のうち、米軍車両の安全運行管理等の教育の徹底に関する処理概要について御説明いたします。

県警察においては、米軍構成員等に対し、米軍が行う教育プログラムの中で交通法規を含めた交通安全教育を実施しています。

具体的には、県内の交通事故・交通違反状況。飲酒疑似体験ゴーグルを活用した飲酒運転の危険性の体験。事故を起こさない・遭わない安全運転。交通事故発生時の救護措置・事故報告義務等の安全講話のほか、米軍関係のメディアを活用した広報啓発や米軍向けチラシの作成配布などの交通安全教育を実施しております。

本年は、5月10日ホワイトビーチにおいて海軍に対し、6月15日キャンプ・ハンセンにおいて海兵隊に対し、6月30日トリステーションにおいて陸軍に対し交通安全教育を実施しています。

今後、海兵隊員に対する白バイを活用した二輪車講習等の交通安全教育を実施することとしております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部参事官兼刑事企画課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知花幸順刑事部参事官兼刑事企画課長。

○知花幸順刑事部参事官兼刑事企画課長 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

請願・陳情説明資料20ページをお開きください。公安委員会関連の陳情となっております、陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針ではありますが、前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部参事官兼刑事企画課長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 ちょっとお尋ねします。請願・陳情説明資料の83ページ、陳情平成23年第74号、県警察で構成員に対する交通法規の教育をされているということですが、この4つの項目がありますが、それぞれ5月10日とか6月15日、6月30日の受講された人数を教えてください。

○渡具知辰彦交通部長 5月10日が海軍ですが約200名、6月15日はキャンプ・ハンセンで行ったのですが、約200名。6月30日がトリステーションで陸軍に対して行ったのですが、約300名。トータルで3基地1700名でございます。失礼しました、キャンプ・ハンセンの200名を訂正いたします。キャンプ・ハンセンの6月15日に実施しました海兵隊に対する安全教育は約1200名で

す。トータルしますと、200名と1200名と300名足しまして、1700名でございます。

○新垣清涼委員 そうしますと、これ200名とか多いかなと思ったのですが、例えば飲酒疑似体験ゴーグルを活用した飲酒体験となると200名だと相当時間がかかると思うのですが、どのぐらいの講習時間を設けているのですか。

○渡具知辰彦交通部長 これは約1時間前後なのですがけれども、結局米兵は米国のそれぞれの州の法規があります。沖縄県に来ましたら当然ながら日本国の道路交通法ということで新たに体験するわけですから、特に道路交通法の大切なところ、例えば物損事故を起こしても警察に届ける、あるいはけがした人を救護する義務がありますとか、それからオートバイで通勤している米軍の方々も多いので、例えば県道58号線は第1通行帯が指定されていますので、そういう指定されていますよとか、あるいは日本警察の検問の仕方、あるいは飲酒検知の方法とか具体的に交通安全教育を実施しております。そのほかに二日酔い運転の関係とか細かく安全教育を実施している状況でございます。

○新垣清涼委員 そうしますと、この2番目に書いてある飲酒疑似体験ゴーグルを活用した危険性の体験ということはやられていないということですね。

○渡具知辰彦交通部長 やっています。ゴーグルの数が何百もあるというわけではございませんので、ゴーグルを持って行って、真っすぐ歩かせるとふらふらします。これは屈折率の関係なのですがけれども、ちょうどお酒を飲んだときにまともに真っすぐ歩けないような状況になります。それぞれ米兵の受講者の中の一部に体験してもらって、仲間にもこうだったと言ってもらうという感じで飲酒疑似体験ゴーグルは活用しております。

○新垣清涼委員 その200名とか300名とかということで、1時間の講習時間だとそんなに多くの兵隊が体験できないわけです。だからそれで十分なのですかと。

○渡具知辰彦交通部長 十分ではございません。去年はたしか、1万3000人余り、安全教育を実施いたしました。今回は本来は五、六月に去年並みの実施ということだったのでけれども、米軍の都合で9月、10月以降に特にマリーンのほうを中心に兵隊も多いですので、交通安全教育を実施して少しでも事故

がないように努めてまいりたいと思います。

○**新垣清涼委員** 国内で飲酒運転をしたときに、そのアルコール分の呼吸に含まれている量と、米国の法律で一要するに日本では呼吸に何ミリグラムとかありますよね。含まれていると飲酒運転、酒気帯びとかありますね。これが米国との違い、州によっても違うかもしれませんが、アメリカではどのぐらいまで許されているのですか。その違いはありますか。

○**渡具知辰彦交通部長** これはちょっと調べてみないと回答はできないのですが、沖縄県の基地の中での基準はたしか0.25ミリグラム以上だったと記憶しています。要するにMPが基地の中で検挙やりますね、あれはたしか0.25ミリグラム以上だと記憶しております。

○**新垣清涼委員** 国内ではどうなのですか。

○**渡具知辰彦交通部長** 国内では呼気1リットル中0.15ミリグラム以上です。これが基準で、0.15ミリグラム以上はいわゆる酒気帯び運転で処罰しますよと政令で定められております。

○**新垣清涼委員** 基地内では0.25ミリグラム、国内法は0.15ミリグラム以上ですよ、基地内は0.25ミリグラムということは緩いわけです。それで米国国内だともっと緩い状況になっているのではないかと推察するわけです。そういう意味で向こうから来た兵士たちが同じような感覚で沖縄県でも酒を飲んで運転しているのではないかとということが考えられるのです。そういう飲酒がらみの事件・事故が多いわけですから、そこら辺をしっかりと取り締まるということをしていただきたいのですが。

○**渡具知辰彦交通部長** わかりました。どちらにせよ、道路交通法では0.15ミリグラム以下であっても道路交通法では何人も酒気を帯びて運転してはならないということになっております。当然ながら政令数値に関係なく、警察は飲酒運転した方々に対してはそれなりの安全教育も含めて、米軍も含めて徹底してまいりたいと考えております。

○**新垣清涼委員** だから酒気を帯びて運転してはならないというのはある意味では当然なのですが、そこで基準があるわけです、国内でも基準を設けている

わけでしょう。だって酒気を帯びてはいけないということで0.1ミリグラム以下でも検挙するのかということになるわけですよ。そうではなくて皆さんはちゃんと国内でいうと0.15ミリグラム、基地内は米軍は0.25ミリグラムは許されているという形になっているわけじゃないですか。だからそういうことはしっかりとこの教育の中でやっていただきたいと、それからもう一つ、これは兵隊ということになっているのですが、軍属に対してはどういう教育をされていますか。

○**渡具知辰彦交通部長** 去年の交通安全教育は1万300人余りやったのですけれども、軍属も含まれます。パーセンテージはわからないのですが、軍人・軍属それからそこに働く日本人の従業員のスタッフも一部参加しておりました。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
吉元義彦委員。

○**吉元義彦委員** 請願・陳情説明資料61ページ、陳情平成22年187号の件でちょっとお伺いします。MV22オスプレイの件なのですが、この件については県の処理概要については沖縄防衛局より口頭で地元へのお知らせがありましたということで、県は当該配備については反対でありますということになっているわけですが、また質問文書も防衛省へ提出し、速やかな回答を説明を求めたこととありますとなっているのですが、この文書の回答がまだ来ていないのか、来ているのかどうか。

○**又吉進知事公室長** 現時点で回答は来ておりません。

○**吉元義彦委員** まだ、来てないということですか。これは陳情者から大変懸念されているようなことが予想されるわけです。北部訓練場やあるいはキャンプ・ハンセン、あるいは伊江島への移動とか、そういうこと等も含めて大変心配されるような状況が起こり得るわけではありますが、それと今かたくなに政府は辺野古への普天間飛行場の移設案については推し進められているわけです。そうするとこの問題については例えば環境影響評価の中で機種を選定は前回入れられてなかったと思うのですが、そういった問題については県はどのようにお考えになっているのですか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 今、代替基地関係では準備書の段階で終わってお

ります。その中では現行機種に移転ということでの評価をしておりませんで、MV22オスプレイについては想定をされてないです。準備書の段階での内容なのですけれども、現行機種に移転だと図書の中には表現されてございます。MV22オスプレイの話というのは出ておりません。

**○吉元義彦委員** これはCH46に切りかえると、この参議院の外交委員会の中で当時の岡田外務大臣とやりとりが示されているのですが、そういう中でCH46に切りかえるということが明らかになっているわけでありますが、この件については県としてどのように認識されているのですか。切りかわるとということについては。

**○又吉進知事公室長** 米側の発表によりますと、現在第31海兵機動展開部隊、沖縄県に駐留する部隊でございますが、そこが保有するCH46を来年の後半にはMV22オスプレイに切りかえていくという方針が示されたわけです。したがって県としましては、今はCH46が飛来している、運用されている箇所にはこれはMV22オスプレイが飛来する蓋然性が非常に高いと、方針としては、したがって、県が29項目のこの質問書というのを出しておりますけれども、そういったものも念頭において、きょう、新聞報道で例えばキャンプ・ハンセンでありますとか、北部訓練場というような報道もありますけれども、それに先んじて県としては当然CH46の代替であれば、CH46が現在運用されている箇所での運用が想定されるという、想定をもって、この質問文書を出しております。それは例えば普天間飛行場であれば当然市街地への影響はどうか、住民生活への影響はどうかということ。それから北部訓練場であればその草地であるとか、そういったところへの影響はどうかということを質問しているわけです。したがって、そういった回答をきちんと出していただきたいというのが県の今の方針でございます。

**○吉元義彦委員** わかりました。今回の定例会においても県が出された質問書の中身については、野党のほうからも大変中身の濃い安全性の高い質問内容だと評価も得られていますので、県民の安全を確保する上からもぜひ頑張りたいということをお願いを申し上げて、要望として終わります。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 請願・陳情説明資料の85ページ、陳情75号、日米地位協定の問題で、まず第一次裁判権の放棄ですけれども、私は本会議でもやりましたけれども、那覇の地方検察審査会の議決ですね、非常に大変大事な点が議決に記載されていて、本当にすごいなと思ったのですけれども、知事公室長はこの議決には触れないというようなことを言うておりましたが、しかしこれは検察審査会の議決として出ていて、その中身についてどのように受けとめておられますか。

○又吉進知事公室長 今、本会議ではその結論については触れないと申し上げたのは、それが那覇地方検察庁に対して議決が示されて、現在那覇地方検察庁のほうで判断をしている途中経過であるということ、あえて答弁を差し控えたわけですが、基本的にはやはりその議決の趣旨にもありますように、やはり公務中であるがゆえに第一次裁判権が存在しないという結論に関しましては、これはそもそも公務中であるということにぎりぎりに詰めて判断をしたのかというところがやはり県民が多く感じるところでありまして、その公務中の範囲を厳格にとらえてしかるべき措置をとっていただきたいというのが県の主張でございます。

○前田政明委員 私はこの議決で公務の規定が大変不十分だと、検察官はそのシフト表を照合しないのでという形でみずから検察に異議申し立てをして、日米合同委員会で異議を主張するというのもしていないということだと思えますけれども、次のなるほどと思ったのは日米地位協定の適用において、1960年アメリカ合衆国連邦最高裁判所の判決で平時に軍属に対し、米軍の裁判権は及ばないという最高裁判所の判決が出ています。それをもとにして、あと説明がありますけれども、その後のNATOもそうなのだけれども、アメリカ合衆国連邦裁判所は平時に軍属を軍法会議に付することは憲法違反であるとの判決を1960年にしており、当該判決は現在も効力を有している。NATO諸国では現在軍属家族は軍法に服するものに該当しないとされていると。だから被疑者は軍属の身分であるがために上記連邦最高裁判所判決に従い、米軍軍法会議で処罰されないことは明白である。そうであれば日米地位協定第17条1項aの適用はなく、同項bに基づき日本国の当局が本件被疑者に対する裁判権を行使すべきであるということで韓国やその他の事例を述べているのです。これは非常によく現状を踏まえた議決だと思うのです。すなわちそのアメリカは公務中だと言って—これもでたらめなのだけれども、酒を飲んでいて、催し物から帰る場合でも飲酒運転でも公務になっているのですが、これは密約関係は別にしても

この議決の中で、私はいわゆる日本政府も知っている、日本政府もアメリカ合衆国の最高裁判所の判決では軍属であれば平時は軍法会議にかけられない。そしたら裁かれない。結局は行政処分としてこの運転免許停止5年というような形になっていることは、我が国における第一次裁判権の行使が相当であるというこの議決は、非常にアメリカの法の仕組みも踏まえながらやった議決として私たちは沖縄県も含めて指摘していることが、検察審査会の中でこう示されたということは、大変、意義のあるこの非常に勇気のある議決だなと思っているのですけれども、そのこのところどうですか。

○又吉進知事公室長 今、前田委員がおっしゃった論理というのは、これは1つ成立していると思うのですけれども、ただ、そこに示されている論理というのはその論理は通っていると思いますけれども。ただ、我々の認識としては第一次裁判権が米側にあったときに、それはイコール軍法会議を示すものかどうか、第一次裁判権が米側に帰属するということであって、その処分というのは具体的な取り決めというのではないと承知しておりますので、その論理は論理としてしかるべき、この案件についてはもっと明確にすべきであると私どもは申し上げているわけですが、その第一次裁判権の帰属については必ずしも、その米側で裁かれないというような結論には達するかどうかというのはちよっと研究が必要かなと思っております。

○前田政明委員 それであっても、この最後の結論で当検察審査会は日本国民として本件に関して、本件のような事項、日本国の裁判所において審議できないことを非常に不合理だと考えており、今後日米地位協定の改定を含め日米合同委員会のあり方及び透明性を求めるものであると。以上の点を総合、考慮すると検察官がした不起訴処分の認定には納得できない。一般市民の正義感情を反映するため議決の趣旨にあるとおり起訴を相当とするとしているのです。これは僕は非常に画期的だと思うのです。それと僕が言いたいことは、結局日本政府はこういうことをわかりながら、わかりながらですよ。赤嶺政賢衆議院議員が国会で質問したように、このいわゆる裁判権がない相手が第一次裁判権をいろいろな理由で取った場合でもこの通知もしないと。この知らせもしないと。また日本政府はどうなったかも問い合わせもしてないと。日米地位協定については那覇検察審査会ですらやはり日本政府はわかっているのだと、極端なことを言えば。この今の仕組みでいえば、軍属がいわゆる軍法会議にかけられないと裁判にもかけられないと、そういうことをわかっていながら、いわゆる公務中ですよということで、公務中のものも、わずかタイムカード押して10分で本

当にどうなるかといういろいろなものを合同委員会で異議申し立てができるのにもかかわらずやっていないということに対して、示された中身はやはりこの被害者のお母さんが勇気を持って、そして今県民的にも許されないという意味でのこの検察審査会のメンバーの方々が出したこの議決というのは、飛躍もしてないし、今の日米地位協定の問題点を鋭く指摘している点ではないかなと思うのですよ。だからそういう面では、やはり言いたいことは、これらの良識あるこの議決に基づいて検察が私はその起訴のために頑張るべきだと思いますけれども、これは検察の仕事ということになると思うから、私は非常に感動したのは検察審査会がこういう議決をやっていると。これは私たちは県民としても大事にしなければいけないし、沖縄県としても日米地位協定の抜本的な見直しを求める以上は、やはり有力な議決として参考にしていってもいいのではないかなと思いますけれども、この件について。

**○又吉進知事公室長** 今、検察審査会の考えというのはそれなりにきちんと行政としても尊重すべきであると考えております。ただ、県は申し添えると、であるからこそこの公務中の範囲を明確にしろということと、同時にやはりその処分内容も明らかにしていただきたいとこれまで言い続けているわけです。したがって、実際にこの方が全く裁判権が米側にあることによって軽微な処分であるということとはわかりませんが、そうあってはならないわけであって、しかるべき処分を受けるべきというのが県の考えではございますけれども、検察審査会の御意見は御意見としてこれはきちんと踏まえた上で、那覇地方検察庁の判断といったものも、きちんと見きわめていきたいと思っております。

**○前田政明委員** 今、知事公室長が言ったのは、国会でも赤嶺政賢衆議院議員の質問がされるまではこの米軍の処分に対するものについて全く問い合わせもしなかったと。例えば2008年8月にうるま市で交通事故に遭ったこの米軍に対して第一次裁判権がなくなったけれども、この赤嶺政賢衆議院議員が質問するまでは米側にその照会までしなかったと。結果的には通勤は除く4カ月の免許の停止だと、このことを聞いた当事者の奥さんは何とも許せないと、同じようなことが繰り返されているのかということが新聞でも出ていました。本当に今の日本政府のやり方について尋常でないというか、本当に日本国民の生命と財産を外国の軍隊などによってじゅうりんされていることを何とも思わないというような姿が明らかになっているので、そういう面では一緒に知事も含めて日米地位協定の見直しについては頑張っていきたいし、ほかの委員からもありましたけれども、その青年の被害者のお母さんが顔も実名も出して頑張っている

と。何としても無駄死ににしたいけないという同級生の訴えも涙なしには聞くことはできませんでした。ぜひ知事を先頭に日米地位協定の抜本的な見直しをやっていかなといけない。しかし、それは日米安全保障条約そのものに触れる、日米両政府としては触れてほしくない大きな壁になるということは御承知のことだと思いますので、そこは私どもは一緒に頑張っていきたいと思います。

次、特別採捕の陳情のところで請願・陳情説明資料74ページ、陳情平成23年37号と、先ほどありました以前の平成22年度でしたか、私も本会議で特別採捕は名護市長も反対しているのでやめるべきではないかと言ってまいりましたが、今回のこの陳情37号の先ほどありました防衛局による現況調査については、現在関係法令にのっとり普天間飛行場の県外移設を求めているところであり、その方針も踏まえつつ適切に対応したいという意味では、そのところは前の対応と変化があると理解していいのですね。

**○又吉進知事公室長** 今、行政手続としてはこれは現在4件の申請が出ていると承知しておりますけれども、それはそれぞれの要件等に照らし合わせて厳密に法令等に照らし合わせてという意味では変わりません。ただ、委員がおっしゃったように県としましては、やはり辺野古崎地区への代替施設の移設は事実上不可能と考えておまして、県外移設を求めるという意味ではその趣旨を踏まえてやっていくということでございます。

**○前田政明委員** 名護市の取り消しに対して国は不服申し立てをされましたけれども、その結果はどうなりましたか。

**○又吉進知事公室長** 済みません、ちょっと正確な表現ではないと思いますが、いわゆる現況調査で漁港漁場整備法に基づいて農林水産省に申請請求を提出した件でございます。これにつきましては却下された。却下が妥当と判断された理由は審査請求できる年度内の期限を超過しているという時間的に優位ではなかったということだと承知しております。

**○前田政明委員** いずれにせよ却下されたわけですね、これは本来不服審判審査というのは、住民の権利を守るための救済的なやり方で、政府のやり方としても後でやりますけれども、東村高江区のスラップ裁判と同じような方向で住民の権利を守るべきものを権力的に活用しようとした、それがいずれの理由にしろ却下されたというのは大変僕は大事だと思います。それでこのところはやはり特別採捕についてはこの県外移設を進めるためのものであるから、県外

移設を求めているところであって、実質的に辺野古は不可能だという立場からすると、このいわゆる不許可というような選択もあるわけですね。

○又吉進知事公室長 先ほど申しあげましたように、関係法令それから要件に照らして判断するというところでございます。

○前田政明委員 先ほどの平成22年度の処理概要にはこういう規定に、そういう文書になっていますか。私は違うから聞いているつもりなのだけれども、請願・陳情説明資料29ページ、陳情平成21年第125号の処理概要ありますね、今回の特別採捕許可申請については提出された実施計画書の内容を審査し云々という形で実務的に認められたので許可したと、実務的なものでその前も質疑しましたけれども、書いてありますけれども。今回の場合はいわゆる沖縄防衛局による現況調査について、現在関係法令にのっとり審査中ではありますが、県としては地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能と考え普天間飛行場の県外移設を求めているところであり、その方針を踏まえつつ適切に対応したいと考えておりますということで、表現は全く違うのではないですか。

○又吉進知事公室長 これは農林水産部等が書いている陳情ですけども、つまりここにありますのは実務的にその要件等を過去の調査においては審査した結果こういう結論に達したということが書いてあるわけです。これからの話でございまして、今後は、4部局で現在審査中と承知しておりますけれども、表現はちょっと違いますけれども、そういうきちんとした要件等を各法令等に照らし合わせてやっていくという意味では内容は変わりません。

○前田政明委員 辺野古移設推進にかかわる内容については協力しないということで理解しているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 県は確かに県外移設を求めているということでございますけれども、それと現在の県の方針といわゆる法令等の要件といったものもしっかり加味して勘案した上で判断しようということで、まだ判断はされておられません。

○前田政明委員 だからなぜこういう書き方したのですか。

○又吉進知事公室長 現実問題として調査の目的がこういうことであるという

ことですけれども、さりながら、この目的が何であれ行政実務上で要件を満たしているという場合は、それは検討に値するわけでございまして、あるいはその目的が適切かどうかということも踏まえて、これは判断しようということでございます。

○前田政明委員 これは前も言いましたけれども、期限が決められているわけでもないし、やはり許認可というのは独自に知事が持っているわけでしょう。

○又吉進知事公室長 この提出されている件につきましては、いわゆる進達事務であって実際に権限が国にあるものとか、あるいは県が判断できるものと幾つかあるようでございます。

○前田政明委員 この件は閉めますけれども、私はこれは一定評価しているのです、こういう表現の仕方は。やはりそこは今の流れの中で前原元大臣含めていっぱい来て、その中央政府は民主・自民・公明ということで国会の圧倒的多数の勢力を持つメンバーが来て、沖縄県に押しつけるのだと、そういう場合に知事も対応していますけれども、やはり沖縄県には不可能だと言っていることは高く評価するのです。この記載のものは私は大事だと思うのですよ。やはり言われている去年の9月からの県内情勢の変化、県民大会やその他の知事の公約、そういう立場から誠実に実行していくということで、本会議でも翁長政俊議員の質問で野党が変な邪推しているのではないかということに対しても、いやそうではないということで明確に答えている立場からすると、今極めて非常に大事なものですから私はやはりそこはこれまでの立場と違うと。そういう面では普天間飛行場の県外移設を求めて知事の立場としては、沖縄に辺野古はあり得ないという立場を示すものだなという理解をしていますけれども、そういう理解というのは少し甘過ぎますか。

○又吉進知事公室長 ちょっと回答が難しいのですけれども、繰り返しますけれども、基本的にはそこで定められた、つまりある程度受動的な部分というのが、ちょっと表現は違うかもしれませんが、この諸要件が一、二、三、四満たされていけば、これは通さざるを得ないというのが行政の立場としてあるわけです。しかし、さりながら、先ほどから申し上げている沖縄県の姿勢というものもしっかり踏まえて判断していこうということでございます。

○前田政明委員 これは知事の権限があるわけですから、明確に県民の信頼に

こたえて、普天間飛行場の辺野古の移設に係るものについては私は権限の活用としては頑張ってもらいたい、これは必ず県民の支持も得られますし、そういうことを述べておきます。ただ、表現が変わっている点は一定評価したいと、そういう県民の願いにこたえて頑張ってもらいたい。

MV22オスプレイですね、76ページ陳情平成23年第40号東村高江区における米軍ヘリパッド建設中止を求める陳情、私は以前の本会議でも県民大会、知事の選挙のあと、やはり県民の先頭に立ってほしいと名護市長や宜野湾市長とも一緒に3名そろってほかの方々も頑張ってもらいたい。当初知事はいろいろ言っていましたけれども。基地関連の自治体の皆さんと一緒に名護市長も宜野湾市長も知事も一緒に政府交渉などを行っていることは大変いいと思います。この宜野湾市長と知事の名前でMV22オスプレイ配備に対して、29項目にわたるこの質問をしております。これは見えて要所要所をついているなと思いますけれども。これを出す質問をした趣旨ですね、その辺のことをもう一度確認したい。

**○又吉進知事公室長** 御承知のようにMV22オスプレイに関しましては、CH46の代替機であるというような情報が海兵隊航空計画等に示されていたわけですが、日米両政府は県の照会に対してはまだ決まっていないということであったわけでございます。それが6月6日に明確というのですか、そういう形で沖縄の配備方針が示されたということ踏まえまして、その時点で何度も申し上げておりますけれども、県が持っている情報というのは開発の初期段階で死亡事故が起きたと。日米両政府はその後は重大事故は起きていないと言っているわけですが、余りにも情報が少ないと。こういう県民が不安な中では、これは反対をせざるを得ないと、反対であるということをお願いしてきたわけですが、やはりファクトが足りないということで、しかも詳細なファクトでこの発表によれば第31海兵機動展開部隊に配備されるということであれば、当然現在駐留している宜野湾市に多大な影響があるという観点から宜野湾市とも相談をしまして、どういうことが考えられるかと、そういう懸念も政府に対してぶつけたということでございます。

**○前田政明委員** 県としてこれまでの米軍その他いろいろほかで出ている資料をもとにして、MV22オスプレイがもっとも危惧している点は具体的にどういふ点ですか。

**○又吉進知事公室長** 細々といろいろあってそれが29項目に反映されております。

す。大ざっぱに言いますと、宜野湾市民への影響、それからいわゆる訓練場等に影響がないかということを知っているわけです。

○前田政明委員 知事は菅首相と会ったときにMV22オスプレイ配備反対だと、そのときの理由として幾つか挙げていますけれども、その幾つか。

○又吉進知事公室長 ちょっと正確なところは記憶にないのですが、知事の発言は過去に死亡事故を起こしていると。県民がそういった情報のみでこの機体に対して不安を抱いていると、したがって反対であると申し上げたと記憶しております。

○前田政明委員 皆さんからも資料いただきましたけれども、排気ディフレクターがオフの場合ですか、高温排出ガスを出して、火事になったところもあると。そういう面で仲井眞知事は菅首相との会談で反対の意向として、その理由の一つに同機の高温排出ガスの問題、これも指摘をしたと言われてはいますけれどもそうですか。

○又吉進知事公室長 それがこれだから反対というわけではなくて、そういったいろいろな心配な情報があると、したがって、そういう情報を明らかにしていただきたいと、そのために質問書も出しているのだということを申し上げたわけです。

○前田政明委員 これは本会義で渡久地議員も質問しましたがけれども、その退役軍人パイロットであった航空専門家のアーサー・リボロ氏が2009年の6月23日の米下院監視、政府改革委員会公聴会で述べた点で同氏が根拠にしたのは、MV22オスプレイがオートローテーション—自動回転を完全に行う能力がないこと、オートローテーションとはヘリコプターがエンジン停止などの緊急事態に際し、回転翼を風の力で回して、揚力をつくり穏やかに着陸すると。そういう面でこれは米軍がよく訓練するのだけれども、エンジンがとまったと。とまったときにこの降り中でのヘリコプターのプロペラが回ると。何百メートルかは安全に移動できるということで今普天間飛行場のヘリコプターの飛ぶコースをそういう形で理屈をつけてやっています。そういう面で結局は回転翼が回らないと、オートローテーション、すなわち何メートルか動いてやれる能力がほとんどないんじゃないかと、エンジンの調子が悪ければ落ちてしまうと。そういう重大な欠陥があるということを公聴会で話をされているのです。まさに

そうなる、本当にCH53の場合にはかろうじて、プロペラが回りながら何とか操縦できた。このMV22オスプレイはそういう能力がない。完全に行う能力がない。直接かかわってきたパイロットの方が証言していることは、大変大事なアメリカの公聴会での発言なので。その辺はどうなのですか。

**○又吉進知事公室長** 今委員がおっしゃったように本会議で渡久地議員からその文書の提供を受けまして、その文書を読ませていただきました。この趣旨につきましては今委員がおっしゃったようにオートローテーション能力の欠如ということで非常に問題があると、ただこの文章というのですか、文書全体はそれで地域への影響ということではなくて、自国の兵員が危険にさらされるという観点で書かれているということですので、若干感性が違うかなという感じもいたしますが、確かにオートローテーションというのはよくこれまで普天間飛行場の危険性の除去の議論のなかで議論されてきて、飛行場周経路の中で、それが一部に異論があるということは大変、ということなのでこういうことも防衛省に確認しながら29項目とあわせて情報収集をしっかりやっていきたいと思えます。

**○前田政明委員** これは嘉陽宗儀議員がよく言うのですけれども、CH46の2倍、3倍重いと。当然たくさんの兵員を運ぶわけだから、揚力というのは強くなる、それと無理がある。果たして重力のバランスが整うのかということで、エンジニアとしてはこれは極めて厳しいと、そういう事故が多いのです。また降りるときもさっき言ったように、重たいわけだから非常に危険だということだと思います。それで皆さんが指摘しているところで非常に適切な指摘だと思うのは、MV—22オスプレイ配備についての質問書19で、市街地の中心にある普天間飛行場のMV22オスプレイの配備において特に考慮した安全管理の具体策があれば御説明いただきたい。それから同質問書20で、普天間飛行場の回転翼機には場周経路が徹底されているが、政府はMV22オスプレイにおける場周経路の云々ということでさっき言った関係も含めてどうなのかということ。それでは21で、V22が発生する下降気流はCH46よりも強いものと考えられるが、これについてデータによる比較を示していただきたいと、またMV22オスプレイの下降気流を原因とする事故についてあわせて質問していただきたい。あと、22ですが、資料でV22が排出する高温の排気ガスによりアラバマ州で草地を燃やしたと。そういうケースが報告されていると。このリフレクターのふぐあいや舗装されていない地面への着陸地における火災リスクが懸念されると、これはまさにヤンバルなどでは大変になるわけで、そういう面で当該高

温排気等周辺への影響について御説明いただきたいと。あと北部訓練場への影響としてということで23、MV22配備により想定されるのは北部訓練場の自然環境への影響について御説明いただきたいと。特にCH46により強い下降気流と火災リスクを伴う高温排気による自然環境への影響については調査の実施を含め、詳細にと。それから24で、北部訓練場ヘリパッドN4地区は県道70号線隣接しており強い下降気流による走行中のオートバイ等への影響が危惧される、これら県道70号線への影響について御説明いただきたいと。それでMV22配備により北部訓練場ヘリパッド移設に伴う環境調査の新たな実施もしくはということで、言われていますけれども、27でも、政府は普天間飛行場、キャンプ・ハンセン北部訓練場においてMV22配備によって生じる騒音や環境への影響について事前に調査する予定があるかと聞いています。これは大変適切な指摘だと思うのです。これはそういう危険があるということを皆さんは認識しているわけですね。

○又吉進知事公室長 危険の認識といたしますか、この機体に関して県民があまりなく一般県民であれば抱くであろう、この疑問、質問といったものをこれは集約しているということです。

○前田政明委員 今、原発の事故がありますよね。それを再稼働するかどうかいろいろあります。原因だとかも。やはり東京電力も政府もなかなか情報提供しないから、ましてやメール問題もありましたけれども、そういう面では信用できないというのがあると思うのですけれども、言いたいことは、こういう形でいろいろな懸念があるならば、少なくともこの懸念が明らかになるまでは東村高江区のヘリパッド—これはN4地区でも2つ、70、70メートルでMV22オスプレイパッドであるというのは間違いない。そしたらこういう危惧を認識している、そして資料もある。さっき言ったような形のものを指摘しながら、少なくとも今国頭村長も、それから東村長も金武町長含めて、やはりこれはオスプレイが来るなら大変だと。金武町議会も反対決議を上げている。宜野湾市長等を含めて、こういう科学的な極めて県民の生命と財産を守ろうとする質問書を出しているならば、やはりそれは少なくとも原発じゃないのだけでも、物事の問題としてそういうことが解明されて、県民の生命・財産が少なくとも皆さんが解釈して守られる。それで知事公室長、これは大変大事なところなのです。皆さんは危険を認識している、N4地区も含めて。これはオスプレイが配備されているという認識をされている。そうした場合、少なくとも今7月からやろうとしているこの工事については、この問題がしっかりと政府がアメリ

カ政府含めて回答が寄せられて自分たちがわかりましたと、県民に責任を持って、仮にオスプレイが配備されたとしてもヤンバルの自然は守られます。県民の財産・生命を守られますと。そう認識をして初めて判断すべき時期にきているのではないですか。大変大事な29項目による指摘をしているならば、当然見直し、中止、反対と言わなくても。少なくとも今の時点で7月強行は見直すべきだということを、皆さんはそういう立場を表明すべきじゃないですか。

**○又吉進知事公室長** 東村高江区のヘリパッドの移設につきましては北部訓練場の過半が返還されるSACOの合意を着実に実施していくことが沖縄全体に基地負担の軽減につながるという姿勢においては変わっておりません。今現在MV22オスプレイについてはとにかくファクトがない、その事実を確認しなければならぬという県の問題意識の中でやっております。今、東村高江区のヘリパッドの問題とこの問題を直接結びつけると、これだからこうだということは県としては、言いかねるということでございます。

**○前田政明委員** 私は今のは矛盾していると思いますよ。それは指摘しておきますけれども、私はその見解は間違っていると思います。今、まさにチャンスなのです。新たなMV22オスプレイ配備の中で、すべての首長も含めて一2人の回答はなかったとマスコミありますけれども、県民は許されないと、普天間飛行場も辺野古も許されないのに、この危険な、さっき言ったすぐ落ちる、それから火事にもなる、そういう自然環境破壊の大変なものが来ようとするときに、少なくとも辺野古と普天間飛行場と東村高江区は一緒なのです。そういう面ではもう少し熟慮をして、先ほどの特別採捕の問題ではないのだけれども、沖縄県民の財産や生命を守ると。そういう面で普天間飛行場にある部隊、辺野古、高江ということが連携するならば、これは慎重にやるべきだということで、少なくとも知事とも相談されて。しかし、だからといってこれだけ危険なことが明らかになっているものを容認する。そういう態度は私は改めるべきだということを指摘して終わります。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

**○仲田弘毅委員** 請願・陳情説明資料61ページ、陳情平成22年187号、今問題視されているMV22オスプレイの配備についてであります。この執行部の処理概要の中で下段のほうに、運用上の問題等を含めて、そのことについて防衛

省に質問状を出してあるということですが、その中で大変危険なものであるというMV22オスプレイの開発途上の死亡事故等に関するものが、安全性をクリアできるということも含めての質問内容になっておりますか。

**○又吉進知事公室長** 我々が把握した中で、5件の死亡事故が起きております。その事故については一応説明はされているのです。例えば急降下すると自分の下降気流に入り込んでしまってVRSというらしいのですが、そういったもので墜落したという事例があって、その対応についてはコンピューターの修正によって、そういうことが起きないようにコンピューターを調整したというような情報もあるわけです。その一定の手は打たれているという中ですけれども、ただその程度の情報しかない、県には。一つ一つしっかり説明をやはりしなければならぬでしょう。しかも、県が出した29項目は懸念というよりも実際に情報としてあるので、これについてはしっかり説明をしてくださいというのが県の立場でございます。

**○仲田弘毅委員** 北沢防衛大臣が既にMV22オスプレイの安全性はもうクリアしていますよという報道もあるわけですが、この危険性でMV22オスプレイがこれだけ大きく批判されるというのは、開発中の事故と考えていいのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** それはやはり一番大きいと思います。開発中に人が亡くなっているということが。しっかり原因が示されているものもあるようですけれども、しっかり示されない。去年空軍型がアフガニスタンで墜落したというのがあったらしいのですが、10年ぐらいそういう機体のふぐあいによる事故は起きていないと口頭では聞いているわけです。しかしながら、それを裏づけるものであるとかそういったものを示されていない以上、これはしっかり説明してくださいと県は申し上げているわけです。

**○仲田弘毅委員** このMV22オスプレイが今沖縄県に配備される、されないで、今県民でかんかんがくがく論議されているわけですが、米国において、あるいは米国の米軍基地において、MV22オスプレイの配備というのは大体何機ぐらいの配備だと認識しておりますか。

**○又吉進知事公室長** 完全なる情報というのはとっていないのですけれども、今当方が承知しているところだと最終的に458機を配備予定だと。2008年10

月1日時点で海兵隊は67機を保有しておりまして、その配備先としては主に米国国内と聞いておりますが、アフガニスタンに一部投入されていると聞いております。

○仲田弘毅委員 これは別に海兵隊だけの配備ということではなくて、3軍プラス1海兵隊、4つの軍隊がみんな装備しているということで認識してよろしいでしょうか。

○又吉進知事公室長 現時点では空軍型のCV22、それから海兵隊のMV22と、この2種類あると聞いております。

○仲田弘毅委員 開発途上の事故が大きくメディアでも報道されていまして、県民が大変危惧しているということも加味して仲井眞知事はいち早く反対の意思を表明しておりますし、防衛大臣が安全ですよと言っても、それをしっかり証明していただかなければ、納得がいかないというコメントもありますので、しっかり知事を支えて頑張っていただきたい。そしてもう一点は、先ほど前田委員から話がありましたが、やはり配備するにしても、しないにしても安全性を最大限に県民が納得できるような説明をしてもらいたいと、だから納得できるような説明を行うためには防衛省からしっかりした回答を得る必要があると思うのです。そのためにもぜひ頑張っていただきたい。

あと1件は請願・陳情説明資料83ページ、陳情平成23年第74号であります。先ほど渡久地県警察交通部長から御説明がありましたけれども、まず、安全教育については絶対やるべきだと考えております。日米安全保障体制の中で今大きなネックになっております、このよき隣人として本当に日本国で我々沖縄県を守るために米軍が配備されているのかどうかという、県民一人一人がひとしくこういった矛盾を持っているという感じがあるのですね。米軍人・軍属が事故を起こしても、あるいは犯罪を犯しても、それがうやむやになっているのではないかという大きな懸念を持っております。そういった意味からも、もちろん米軍基地は日米安全保障条約の中で治外法権の米本国の法が適用されると、それ以外は日本ではあるけれども、基地内から出てきた兵士あるいは家族の皆さんがいろいろ問題視されているわけですが、この安全教育の中で先ほど部長の話では、酒気に関しましては、日本の法では呼気1リットル中0.15ミリグラム、これが基準であると、基地内はというか米国の法律ですか、0.25ミリグラムというのは。

○渡具知辰彦交通部長 米国はそれぞれの州で法律があると思うのですけれども、その0.25ミリグラムがその本国の基準なのか、その軍隊の独自の基準なのかは、ちょっと調べてみなければわかりません。

○仲田弘毅委員 0.25ミリグラムが本国かあるいは州か、あるいは軍隊の決まりであるかどうかは定かではないということですが、間違いなく基地の中で例えば呼気の中に0.2ミリグラムぐらいのアルコールが含まれている軍人、軍属の方が基地から出てくると、これはもちろん日本の法律で裁かれるわけですよ。そこのところはいかがでしょうか。

○渡具知辰彦交通部長 当然です。0.15ミリグラム以上は、米国人であろうが日本人であろうが検挙することになります。

○仲田弘毅委員 この場合に問題は、基地の中で0.25ミリグラム以下は取り締まりの対象になるかどうかというのは、MP含めてもちろん沖縄県警の範疇ではないと思いますが、そこのところは部長はどういうような判断をなされているのですか。

○渡具知辰彦交通部長 基地の中の細かいことはわからないのですけれども、米軍当局も基本的には飲酒の関係は極めて重大な事故を起こすということで、それなりの基準を持っていると思いますので、基準以下でもそれなりの安全対策はやっているのではなかろうかと思われまます。

○仲田弘毅委員 部長、ここのところが一番肝心だと思うのですが、この安全教育の中で、基地の内でお酒を飲んだら車を持って基地外に出てはだめですよという教育をしっかりとやる必要があると思うのです。その取り締まりの範疇でないという関係であれば、ちょっとぐらいだったら基地外に出ても大丈夫じゃないかと、こういう安易な考えというか、これではやはり良き隣人としては大変好ましくないと。基地から出たら沖縄の、日本の法律をしっかりと守っていただくという教育をぜひやっていただきたい。この海軍、海兵隊、陸軍がありますが、空軍はことはやっていないのですか。

○渡具知辰彦交通部長 これから詰めて、3軍とそれから海兵隊も含めてやっていこうと考えています。それと先ほど私、去年の米軍人・軍属等に対する交通安全教育は1万300人と言ったのですが、ここで訂正します。去年は1万1350

人でした。これは5月から12月にかけて延べ24回、9基地、これは陸軍・海軍・空軍、それから海兵隊も含めまして1万1350人に対して交通安全教育を実施しまして、このぐらいの規模は、ことしも引き続きやりたいと考えています。理由は兵隊さんはローテーションもあります、場合によってはまた国外に行くわけですから、どんどん新しい方々も来ますので、当然ながら日本国の道路交通法をちゃんと守ってくださいと、事故は起こさないでくださいということで安全教育をずっと継続していく所存でございます。

○仲田弘毅委員 昨年も1万1350名の軍人・軍属の皆さんが安全講習を受けられたということですが、マンネリ化しないように、ぜひ口酸っぱく指導していただく、そして、やはり基本的には日米地位協定をしっかりと見直して、よき隣人として頑張れる体制づくりをやるのが大きな課題だと考えています。知事公室長も含めてタイアップして頑張っていたいただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

○上原章委員 請願・陳情説明資料87ページの陳情第82号公務中の範囲を明らかにすることということで、1956年3月、この公務の範囲ということで、日米合同委員会の合意で原則としてという文言がありますが、勤務の場所から直接認められた宿舎または住居に至る往復の行為を含むと解釈されると、ただし合衆国構成員、または軍属はその出席を要求されている公の祭事における場合を除き、飲酒したときはその往復の行為は公務たる性格を失うと、ありますけれども、この1月に起きた国道での軍属が起こした死亡事故、これは飲酒運転があったのか、なかったのかの確認は、最終的にどうなっていますか。

○渡具知辰彦交通部長 これは先の米軍基地関係特別委員会でもお話ししたのですけれども、米軍からの飲酒の有無についての回答はございません。

○上原章委員 県警察はこの米軍側に飲酒の最終確認をしたと、その米軍基地特別委員会の際に今調査依頼しているということだったと思うので、そのあとの確認というのは全くないのですか。

○渡具知辰彦交通部長 今のところございませんでした。

○上原章委員 これは非常に大事な部分だと思うのですよ。何でそういう返答がないのか、または県警察としてはこれはある意味、もう一度米側になぜ返答がないのか、明らかにできないのか確認する必要はあるのではないですか。

○渡具知辰彦交通部長 わかりました。確認する方向で検討します。

○上原章委員 知事公室長、私はこの日米合同委員会が出した公な場は飲酒していいと、受けとめるこの文言、これ自体おかしいと思うのですがいかがですか。

○又吉進知事公室長 県としましても、これを読めば飲酒運転を容認するような文言になっているわけでして、これは社会常識上あってはならないと考えています。

○上原章委員 こういった国内法を全く無視した、公の場では公務として認められるみたいな日米合意があるが、県警察はこれまで基地外の公の場で飲酒があつて、違反として逮捕したとか、現実になんかそれが公務で裁判権がないとかいう実例はあるのですか。

○渡具知辰彦交通部長 公務中、公務外にかかわらず、いわゆる交通事故についてはすべての事故について所要の捜査は実施しております。

○上原章委員 それが公務中として判断されて、裁判権がないというケースは結構あるのですか。

○又吉進知事公室長 先々月でしたか、松本外務大臣がこの件につきましてはこの条項が適用されたことはないと言っています。

○上原章委員 日米地位協定が大きな壁になってきているという議論が再三されているのですけれども、日米地位協定がスタートして50年過ぎて、韓国とかドイツのボン協定と同じこの協定の中で他の国との協定は改正が現実に行われている。なぜ日米地位協定が50年も超えて全くできないのか、その原因というのはどこにあると知事公室長は見えていますか。

○又吉進知事公室長 これは本会議でも御答弁差し上げたのですが、まず政府

はこの日米地位協定の件、見直し要求に対してはその折々の条件に応じた運用の改善で対処していきたいというような方針でございまして、そのことが結果として、このしっかりした見直しを妨げているのではないかと県としては考えております。

**○上原章委員** 運用の改善では到底沖縄では納得できない事例が本当に起きているわけです。これだけの死亡事故が起きてても行政処分でしかできないという、あり得ないことが起きているわけですから。この運用の改善という今の政府の認識を打開しないと本当に沖縄県民の命は守れない、そう思っているのですけれども。例えば運用の改善とかいう話がいろいろな場面に出るときに、他国と比較して寛容面もありますという日米地位協定を、まだいいほうですなんて発言するような声も時々聞くのですけれども、こういった考え方というのはどう思いますか。

**○又吉進知事公室長** 外務省は日米地位協定は最も接受国一いわゆる日本ですけれども、に対して優位な協定であると説明しております。ただ、県としては、やはり今委員が御指摘になったように、50年間一度も見直されていないということ。それと原則であるにせよ、実際の運用自体はちょっと実態がよくわからない部分もあるのですが、例えばイタリアでは基地の管理権というのは基本的にイタリアにあるというとか。やはり見直すべき項目というのはあるわけございまして、それをしっかり踏まえてやってくださいというのが県の立場でございます。

**○上原章委員** 県のほうとして、今11項目出しているわけですからけれども、他の国の地位協定というのは確かに環境も兵力も違うと思うので、一概に比較できないとは思いますが、その国で現実に起きている問題というのがまず第一義なので、それが50年も日米地位協定が改定できないというのは、これは絶対この政府の中で対等な日米地位協定になっていない、そういう思いがするわけなのです。今回、民主党が政権をとったときに、改正を提起するという話で、日米対等のそういった場をつくるというスタートした政権ですからけれども、あれ以来沖縄県と日米地位協定の改定について意見交換が一度でもあったのですか。現実に今どうなっていますか。

**○又吉進知事公室長** 意見交換といいますか、常時非公式あるいは公式に私どもは日米地位協定を改定に向けて進めていただきたい、その方法としては外務、

防衛両省ではどこが問題なんですかとか、スケジュールはどうなっていますか、あるいは民主党の公約に掲げているということは常時意思の疎通はやっているわけです。それが我々の仕事なのですけれども。現時点ではそういう進展は見られないということでございますが、やはり最もそういうふぐあいをこうむるのは74%の基地施設が存在する沖縄に集中的に問題点はあらわれるわけでございます、そういう認識のもとに、あらゆる機会を通じて申し入れているということでございます。

**○上原章委員** 外務大臣、防衛大臣等、沖縄の基地に関連する方が来る、また東京でいろいろお会いする中で、確かに県は県で日米地位協定の抜本的改定を求める、これは当然県の立場としてやっている、しかし、今の政府が公約に掲げているにもかかわらず、全くこれに関する説明または今の取り組みというのはないのですか、県に対する対応というのは。

**○又吉進知事公室長** 県が求めている環境に関する協定、場合によっては特別協定といったものにつきましては、これは先の基地負担軽減部会でそういったものを検討する協議会、日米の組織をつくるといった形で幾つか取り組もうという姿勢は見えますけれども、まだまだ、そういったものの現実的な動きという進展は見られないと考えています。

**○上原章委員** 今回の1月に起きた死亡事故、これ一つ見ても大変なことです。多分、日本国民がここういった実態をわからないと思うのです。もっともっと沖縄県の立場で政府を通して、またはいろいろな場を通して一步も引かないで、運用改善では到底無理ですと、沖縄県全体がこれは改定をしないと今後日米の協力関係というのはできませんということを、はっきり発信する必要があると思いますが、最後にお聞かせください。

**○又吉進知事公室長** ある種のジレンマというのですか、これだけのことをずっと何十回、何百回と言ってきて、なかなか前に進んでないというのは大変遺憾であります。先ほどちょっと申し上げましたけれども、やはり基地問題、米軍基地から派生する問題というのは、沖縄県において集中的に起きているという観点からしますと、やはり国政の課題、全国民的な課題として認知されなければならないと、そのあたりの努力が若干県としても考え直す必要があろうかなと思っております、戦略を練りながら、粘り強く求めていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時27分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行います。その前に渡具知辰彦交通部長から資料の訂正がありますのでお願いします。

○渡具知辰彦交通部長 午前中の陳情第74号に関する説明の中で処理方針に訂正がございます、請願・陳情説明資料84ページの6月12日キャンプ・ハンセンにおいての部分のうち、日付を6月15日に訂正いたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 それでは質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 請願・陳情説明資料の88ページ、陳情平成23年第84号嘉手納の爆音訴訟団からの統合案に反対する陳情ですが、この質問要旨の中段ぐらいから、米軍が専用として実施する射爆撃場は沖縄県だけにしかないという、それから世界的にも射爆撃場が閉鎖されている状況がある。そういうのもあって一部負担軽減をいう嘉手納統合案についてはまやかした。あるいは普天間飛行場の移設についても射爆撃場の返還をしっかりと訴えていかなければいけないという要旨の陳情がありますが、それに対する見解を聞かせていただけませんか。

○又吉進知事公室長 この陳情の要旨は嘉手納統合案ということが書いてありますので、ここでは嘉手納統合案については決してあってはならないとお答えしているわけですが、今委員の御質疑にあった関連する射爆撃場の問題につきましては、従前言っているとおり、これは地元への非常に負担になっているばかりでなく漁業への影響といったものも考えられることから、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場、それからホテル・ホテル訓練水域の返還と解除といったものを求めているわけですので、それはそれでしっかりと求めていくという考え方でございます。

○**照屋大河委員** あわせて、この指摘は外来機が飛来してくる、そのほかの所属機が嘉手納に集中してくる、訓練激化の状況にあることは射爆撃場が沖縄県にあるからだ、という議論をいっているわけです。その点に対する県の見解というのはどうですか。

○**又吉進知事公室長** 政府ははっきりと外来機の飛来の理由は射爆撃場があるからというのは示していないわけです。ただ県としましては、一つの理由として実弾の訓練というのは沖縄近海以外では恐らく日本全国で実施されていないという状況でありますので、外来機の飛来をとにかく減らしてくれということは申し上げているわけですし、最近の防衛省が発信したデータでは、31%が外来機であったというようなデータもありますので、それは政府も認識していると思いますが、とにかく外来機を減らしてくれということは強く申し上げていくということです。

○**照屋大河委員** 今回の陳情の要旨は統合案についてであります。もともと爆音被害を受ける地域であります。本会議でもありましたが、そういう意味では嘉手納への統合案などというのは負担の増加であって、絶対許されないという地域の声がありますので、それはしっかり堅持していただきたい。一方、普天間飛行場を嘉手納飛行場に移すことは現存する基地の中に移すことであって、技術的には可能だという主張があるのですが、その辺に対する県の見解はいかがですか。

○**又吉進知事公室長** そういったお考えがあるということは承知しております。ただ、知事が何度も言うように、1足す1が0.8になるとか、そういうことがあり得るのかと、これは通常では考えにくいわけです。もし仮にあり得るとしたら、相当程度の嘉手納飛行場の負担軽減が行われるというものが明示的に示されなければいけない。しかし、全くそれはないわけではございません。したがって、嘉手納統合案はどう見ても今の時点では1足す1は2、あるいは3といったような形で嘉手納飛行場の周辺住民の負担がふえてしまう。したがって、これは認められないと。そういう意味では住民の方々と県の考え方は同じだと思います。

○**照屋大河委員** 普天間飛行場移設については基地を移設した場合の訓練場の問題ですね。先ほどの射爆撃場、そういったことも、議論の中であったりするわけです。そういう意味で県は知事公約にもある普天間飛行場の危険性の除去

をしないといけないというようなところで、基地の移設について、先ほど射爆撃場については一つの理由かもしれないというところがあったのですが、その辺を追求して調査していく必要があるなど考えるのですが、その辺はいかがですか。

**○又吉進知事公室長** 県外を求めるということを申し上げているわけですが、その県外をあらゆる意味で追求していただきたいということも補足して申し上げているわけでございます。つまり県外のいずれか一国内ですけれども、受け入れるというための要件とかがあろうかと思えますけれども、県としてはそういったものも、恐らく政府においてきっちり検討されてないのではないかと、委員がおっしゃった射爆撃場の現状の問題にしても、初めから辺野古ありきではないのかというような認識があるものですから、それを含めて県外に持って行っていただきたいということも申し上げているわけです。

**○照屋大河委員** 次に移りますが、東村高江区と絡めてMV22オスプレイの配備のさまざまなものが出ています。請願・陳情78ページなどにもありますが、陳情平成23年第41号、先ほどから県は質問状を政府に対して求めているということではありますが、その安全性云々の前に知事が言う危険性の除去、決して固定化してはならないとずっと言っているわけですから、その航空計画の中で来年後半にも配備されると、そして普天間飛行場についてはもちろん住宅が周りであって危険である、沖縄国際大学に墜落もあった、先ほどの昼のニュースを見ていると普天間第二小学校では墜落を想定した避難訓練がきょうも行われている。そういう状況にあって安全性に関する質問を出す前に、来年後半ということであるので、この航空計画にも絶対だめだ、配備に反対だということは言えなかったのですか。

**○又吉進知事公室長** まず、普天間飛行場に関しましては、これは現時点で、現行の機種を含めてこれは大変危険であると。したがって、一日も早く移設・返還をしていただきたいということもございまして、これは直接MV22オスプレイが来る、来ないという以前に返還が必要だという考えです。MV22オスプレイに関しましては、とにかくファクトがわからない、その上で死亡事故等があった機種が説明もされないで沖縄県に配備をされるということは、これは現時点で反対だと、今の情報では反対だということも言っているわけです。したがって、MV22オスプレイについてはしっかりファクトを説明する必要があるでしょうと、日米両政府の責任でということも申し上げているわけです。普天

間飛行場の危険性については何ら変わるものではありません。

**○照屋大河委員** そのファクトの説明があったとしても普天間飛行場は危険であると、そういうことで返還を求めていく立場には変わらない。この配備については、その質問した回答の結果によっては認める可能性もあるわけですか。

**○又吉進知事公室長** まず、MV22オスプレイ配備以前の問題として、普天間飛行場の県外移設を求めるという考え方は変わりません。今は説明があればという話ですけれども、とにかくそういった以前に説明すべきでしょうと、事実を明らかにすべきでしょうと申し上げているわけでございまして、今の時点では回答を見てからということになります。

**○照屋大河委員** 回答を見てもその説明をすべきでしょうということがありますが、このMV22オスプレイに関する処理概要の中に、お知らせとして受けたと、今回は防衛局から。一方、その防衛局に照会したら、防衛局は訓練機の形態とかそういう入れかえのことについては正式に連絡がないという状況ですよ。この配備をするというお知らせに配備しますよという可能性はどれぐらいあるのかなと見ていますか。ただ、きょうの新聞にも運用地域のいろいろな調査を進めていくという方針も示されています。このお知らせの段階であって、県は防衛局からは正式に防衛局には伝わっていないということを処理概要の中で言っていますね。この配備の可能性というのはどれぐらいと感じますか。

**○又吉進知事公室長** このお知らせがあったときに、県側としてもこのお知らせがいかなる意味を持つのかということ、その時点で知事のメッセージとして出させていただいたのですが、正式な配備通知ではないけれども、配備するというような考え方を示したというような説明があったのですけれども、県としましては事実上の配備に係る方針を明確にしたと考えております。ならば、県民の不安、県民の危険性とかいったものが仮に想定されるのであれば、しっかり説明すべきだということで、29項目の質問状を出したということになっています。

**○照屋大河委員** 県が既に配備についての方針を明確にしたという認識の中で、今後正式に通知があるかもしれません。そういう米軍の仕組みの中で、県が強く反対する限り配備はないという方法、配備をとめる方法というものはありますか。

○又吉進知事公室長 まず、県の権限上、これを県の権能で、あるいは法的に担保された県の権限でこれをとめるという方策はないと、これは事実そうだと思います。ただ、当然、日米両政府は地元への配慮といったものは行うべきだということを承知しておりますので、仮にそうなれば、県はしっかり動いていくということです。

○照屋大河委員 正式な通知があったときにはしっかり物を言っていく、しかし今、日米安全保障条約という仕組みの中で、基地の変更あるいは配備の形態の変更などというのは、こちらがとめる権限がないということですか。

○又吉進知事公室長 現実問題として県が拒否するということが一基地問題全般ですけれども、そういう権限は我々に与えられていないわけです。今、委員がおっしゃったように正式に配備が決まった云々ではなくて、現時点で事実を明らかにしてくださいと。さらにその配備の有無についてもこれまで非常にあいまいであったわけですが、そのところは明確にすべきであると考えておきまして、あのような形で質問状を出しているということです。

○照屋大河委員 さまざまに県の権限が及ばない中で配備の可能性が非常に明確で強くなってきていると、ただ先ほどの嘉手納のところでも申し上げた東村高江区のヘリパッドの建設なのですが、配備されたものに対する訓練は、これまでずっと大半が帰ってくるからその生活に十分配慮しなさいというような立場で—MV22オスプレイ、普天間飛行場所属のヘリコプターとのヘリパッドの関連性を追求していくという方針はないのですか、先ほど明確ではないという答弁があったのですが。

○又吉進知事公室長 県が質問状に発したものを含めてその影響を明らかにしなさいと、しかも明示的に北部訓練場という名前を使って、そこでの影響はどういうものが考えられるかということを知っているわけです。したがって、その影響があるのか、ないのかといったことは当然住民生活にかかわるので、それは東村高江の方針に影響を与える可能性もございます。

○照屋大河委員 東村高江の方針に影響を与えるというのは、今ヘリパッドの建設を認めているという立場にありますね。それに変化がある可能性もあるということですか。

○又吉進知事公室長 一般論としてそこで例えば実施アセス等もあったわけです。住民は、そこで極力住民への影響を減らしてくれと自然環境への影響を減らしてくれと言っているわけですから、その住民の声に反するようなことがあれば、これは認めることはできないということは一般論として成立します。

○照屋大河委員 この質問書はその後出したっきりなのですか。回答を常に求めるという作業はされていますか。

○又吉進知事公室長 機会あるごとに知事が総理、防衛大臣に対して申し上げましたし、速やかに出してくれと言ったようです。

○照屋大河委員 先ほど前田委員からもありました。そういう重大な変更もあり得る立場にあってヘリパッドの工事は進んでいませんが、7月からは工事を再開しますよという方針は県には示されたわけですね。本会議でもやりましたが、そういう連絡はあったわけですか。連絡があったかどうかだけ。

○又吉進知事公室長 ことしの7月にやる、やらないということはないと、ただ環境調査の方針としてノグチゲラの営巣時期は外すというようなことが従前から示されているということです。

○照屋大河委員 1月、2月、3月の工事の状況は既に新聞報道でもありますし、現場でも確認もやっていただき、本会議で質問などもあったからわかると思うのですが、防衛省としてはできないというわけではないのですね。連絡はないということですが、工事については、やろうと思えばできるのですよね。

○又吉進知事公室長 営巣時期は外すということでございます。

○照屋大河委員 そういう意味では先月重機を搬入するのではないかということで、既に現地では運動が展開されています。先ほど知事公室長が言ったように、今回提出した質問書の回答によっては方針の転換もあり得るということを示したわけですから、当初の約束、ノグチゲラ等のそういう期間等も取っ払ってその間に限っては工事をするな、現時点ではこんなに重大な器材の配備、しかも、県として、権限でとめることはできない新たな危険を言われる運用に関してその結果がわかるまではせめて工事をするなと言うことはできませんか。

○又吉進知事公室長 繰り返しになりますが、県としましては現在の方針を現時点で変える考えはありません。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
具志孝助委員。

○具志孝助委員 繰り返しになりますが、MV22オスプレイについての質問をさせていただきます。その前に請願・陳情説明資料33ページ、陳情平成21年第161号、MV22オスプレイ配備に対する、反対すべきだという陳情内容ですが、前田委員からもたくさんの質問がありました。最も今県民が関心を持っていることだと思っておりますので、私も質問しますが、普天間飛行場の危険性、これが一番問われているわけです。今、沖縄県の基地問題の一番の象徴的なものは何かというと、普天間飛行場の返還、仲井眞知事もみずから言っているように、私は普天間飛行場の問題を解決するために出てきたのだと。このように明言をしているわけです。まさに私は仲井眞知事にはこの問題をしっかりと真正面から取り組んで解決してもらいたいと思っております。このような状況の中で危険性の除去、3年以内に解決すると言ったものの一向に進まない。むしろ強化されているのではないかとも言っております。それはMV22オスプレイではないかという議論があるわけですが、普天間飛行場の危険性、何が危険かということですが、私はまず普天間飛行場ができた当時からすると環境が全然違ふと。全く市街地になって都市のど真ん中になっていると。環境の変化、それから今配備されている機材、代表的なものがいわゆるヘリコプター基地ですね。CH53とかCH46、これの老朽化だと思われませんが、まず知事公室長はどう理解をしていますか。普天間飛行場の危険性についてどう認識しているか。

○又吉進知事公室長 県は従前から申し上げておりますけれども、やはり普天間飛行場は住宅密集地の真ん中にあると、しかも運用につきましても日米合同委員会合意があるのですけれども、その日米合同委員会合意にかかわらず、離発着が行われたりという、そういう運用形態をとっているという意味では余りにも住民地域に近いということがこの危険性の最も重要な点だと思っております。

○具志孝助委員 要するに、住民地域に近すぎるということですね。もう何年になりましたか、沖縄国際大学の近くで墜落したあれはCH53ですね。CH53

とCH46が主力のヘリコプターだと思っておりますが、この機材の内容はどういうものですか、私が申し上げたいことはかなり老朽化していると思っておりますが、このヘリコプターの危険性についてはどのように認識しますか。

**○又吉進知事公室長** 今正確なデータは持っておりませんが、CH46は1950年代に設計された機体で、1950年代後半から1960年代に配備が開始されております。CH53につきましてもおおむね1960年代から配備されていると。個々の機体の年代は違うと思えますけれども、かなり旧式の機体で、そういう意味でもその旧式の機体が実際に運用されているというのは、それは米軍の安全基準を守られていると了解しておりますけれども、やはり古い機体は、これは問題があるのではないかと考えております。

**○具志孝助委員** アメリカの海兵隊が所有する老朽化した危険性のある機材なわけですが、このCH46ないし53がMV22オスプレイに切りかえるというのは、アメリカの海兵隊の基地としては、この普天間飛行場にかかわらず、恐らく全規模的にこれを機種変更していると思っておりますが、これはどうですか。

**○又吉進知事公室長** 米軍の説明によればこの第31海兵隊遠征隊に関して言えば、やはり老朽化したCH46をMV22オスプレイに交代させていくのだという方針が示されているということです。

**○具志孝助委員** これは基地の強化ということになるのですか、あるいは危険性—老朽化したものをきちっとしたものに切りかえるという認識なのか、この2つの側面があると思うのですが、このことについてはどう思うのですか。

**○又吉進知事公室長** 米軍は機材の交代だと言っているわけですが、ただ、そこがファクトとして判断が非常にしにくいということでございます。したがって、県は今回の29項目はそういう判断材料として求めているということでございます。

**○具志孝助委員** 6月6日沖縄防衛局からお知らせというような言葉を使って、連絡があったというような意味合いでは、機材の交代についてのいわゆる目的といいますか、こういう説明はないのですが、私が今質問しようとしている趣旨—危ないから切りかえるという意味が私は含まれているのではないかなと思ってお尋ねしているわけです。

○又吉進知事公室長 その原文を読みますと、海兵隊は軍全体でCH46を段階的に減らし、MV22オスプレイに換装するプロセスにあるとした上で、このプロセスは米本国の飛行場に駐留する部隊から開始されており、MV22オスプレイを装備した部隊は既に米国からアフガニスタンに展開を開始しており、そこでは非常に効果的であると証明されていると。こういう説明でございまして、今委員がおっしゃった趣旨の説明はないものと考えています。

○具志孝助委員 今私が聞いている質問は大した内容の質問ではないと思っていますのです。軍隊というのは常に力強いものに機種変更していく、新兵器というのは機能のすぐれたものにかえていくというのが当然の話だと思いつつ同時に、1940年代、1950年代に開発された機材が今日まだ現役で働いているということそのものが問題であるし、危険性についてはどうなのかということもあると、当然新しいほうが安全性にすぐれていると私は思っているわけです。しかし、その辺の説明が十分でない、開発の段階で死亡事故だとか、事故が多かったということで、そういうものを配備することについては反対だということですが、私が最も心配していることは普天間飛行場の危険性をどういうぐあいで安全な基地というか、いわゆる住民を守るかという、これは大変大事なことだと思っていますのです。そういった意味合いで基地強化につながるのではないかと、基地は常に機能的には新しいものになるわけですから、強化に違いないと思うのです。これは当たり前の話で当然のことだと思っていますのですね。我々が心配していることは普天間飛行場の危険性をどうするかと、この視点を忘れてはいけないと思っていますのです。そういう意味で私はこの老朽化しているCH46、これからMV22オスプレイにかえるということについて、どう思うかということも本会議で質問をしたわけなのですけれども、普天間飛行場の危険性については大変憂慮している。しかし、膠着してにっちもさっちもいかないという状況になっている。質問が繰り返しになりますから、このことについてはただ指摘という意味合いで、この危険性という視点は絶対忘れてはいけないと思うのです。政治の責任だと思っていますのです。浦崎唯昭議員の質問にもあったのですけれども、万々に事故があったときにどこの責任だと、私も同じような質問をやりました。どう思いますか。普天間飛行場で、沖縄国際大学の前に落ちたような事故があったときに一体全体どうするのだと、この責任についてはどう考えるかということなのです。

○又吉進知事公室長 その事故がどういう形で起こり得るかということは想像

は余りしたくない部分もありますし、しかし現実に非常に憂慮されているわけですが、その事故の起こり方によって違うにしても、しかしながら一般論としてはこれは当然この機材を運用する米軍、米政府、そして提供責任者の日本政府といったところが責任を負うべきだと考えます。

**○具志孝助委員** 自然災害というのは我々の努力でどうにもならない、万々に起きたときに被害を最小限度に食い止めるという努力しかできないのですね。しかし、基地あるがゆえにここで万が一起きた事故というのはまさに人災だと思うのですよ。お互いの責任だと思うのですね。このときに我々としては、いち早く普天間飛行場の危険性を除去するために、こんなど真ん中から基地を撤去してくれと、願わくば沖縄から全部撤去するのだということですが、この間の2プラス2で北沢防衛大臣がこんなことを言っているのです。日本の政治勢力の8割が今、日米間で合意になった内容について同意をしている、コミットしているという言葉を使ったのですが、これを同意をしているのだと言っているのですね。いわゆる今の政治はそういう選択をしているのだと、そういう方向で進めるというコメントをしたということなのです。超党派できのう、一昨日に前原さん、そして自民党からも参加をして、例え政権が変わってもこの方針は変わらないですよと言っているわけですね。こういう状況の中で我々はどういう形で県外移設を実現させていくのか、そして普天間飛行場を解決していくのか、返還させるのだと、こういうような問題を今抱えているわけですが、どうなのですか、どういう方法があるのですか。私はまさに閉塞感があるなと思うのですよ。

**○又吉進知事公室長** まず、北沢防衛大臣の発言は、要するに日米安全保障条約という視点からするとこれを認める勢力が国会内では密になっているということを示したものと理解しております。しかしながら、沖縄県政においても日米安全保障条約というものは基本的に認めていくという立場なのですけれども、やはりそれによって根拠となっている沖縄の基地負担というものが余りにも多すぎると、したがってこれを解消していただきたい、改善していただきたいということを申し上げているわけですし、そういう意味ではいろいろな勢力、いろいろなお考えがあるとは思いますが、我が国の政治勢力に対してやはり沖縄の実情をきちんとわかっていただくべきだと、普天間飛行場の県外移設をしっかりと認めていただくべきだというのが県の考えでございます。

**○具志孝助委員** 政府は沖縄の実情はまだ理解していないという認識ですか。

○又吉進知事公室長 断定的にそう申し上げるのはなかなか難しいと思いますがけれども、しかし知事の言葉をかりれば、基地負担の軽減というのはほとんど進んでいないという観点からしますと、政府が沖縄の実情を本当におわかりになっているかということは疑問があるかと思えます。

○具志孝助委員 知事の最近のコメントからすると、私はこのような形では現状を打開する力にはなり得ないのではないかと考えているのです。何を言っているのだと、全然意味がわかっていないというような形では、事の解決にはならないと思っています。このような状況の中で、一方では私たちは沖縄振興策をどんどん要求しているし、全国にもない一国二制度的な。その理由は何かと沖縄県はかつて日本政府の方針で異民族支配であったとか、あるいは今日おこなっている、基地の負担が重い、だから全国にないいわゆる一国二制度、沖縄だけの制度、そういうものをつくってくれと、基地あるがゆえにと言っているのです。それはあくまでも基地前提で振興策を求めている、いわゆるリンクです。だから我々は要求する権利があるのだと、そうなると条件闘争に聞こえてしまうと思うのです。だからこのようなスタンスを持っている間は、今の基地負担ということに迫力を持って訴える力がないのではないかと私は思っているのですが、そう感じませんか。

○又吉進知事公室長 県としての見解という意味ではなかなか難しい面がございますけれども、基本的に基地の問題と沖縄の振興の問題、これは別であると。沖縄県が27年間日本の施策、政策から切り離されていた問題というのは根本的には解消はされていない。また今後沖縄県を21世紀ビジョンに示すような地域として整備するためには努力が必要だということと、現実には日米安全保障体制化の中で、これだけの過重な基地負担を背負っているということにつきまして、これはそれぞれしっかり正面から解決していただきたいということでありまして、そこで基地があるからといった議論は、現実には展開をしていないということです。

○具志孝助委員 いずれにしても、MV22オスプレイの話に戻すのですけれども、CH46だとか53ヘリコプターの老朽化が著しい、このような昔のヘリコプターを今沖縄県のこんな危ないところで飛ばすということそのものが世界一危険なのだと。もちろん周辺の環境を含めて、市街化された中で、飛ばしているということそのものが世界一危険なのだと。だから即座にこの老朽化著しいへ

リコプターはやめるべきなのだ。こうあるべきだと思うのです。だからといってMV22オスプレイを認めろというような話でもないのだろうけれども、私はこのCH46の老朽化と危険性ということ、この問題をどうしていくのだということと、それから振興策の話、振興策を求めながら基地の問題をしていくということは相矛盾があるのかなと思ったりして、いっそのこと振興策も何もいらないと、まず基地の返還を優先すると。いわゆる腹をくくるぐらいの決断をしないと、今の北沢防衛大臣が言う8割の政治勢力に対抗していけるようなものがあるのかなと思ったりするのですが、いかがですか。

**○又吉進知事公室長** 今委員の御発言とか、あるいはいら立ちと言っているかもしれませんが、そういったものは大変理解できるところであります。ただ、おっしゃるように危険性、つまり航空機は常に墜落の恐怖感といいますか、不安を住民は抱いているわけですから、それをしっかり解消し、その安全な方向に持っていくというのは一義的に政府の責任でございますので、それを強く求めていくというスタンスは変わりません。

**○具志孝助委員** 堂々めぐりの話をして私自身も頭の整理がつかなくなるのですが、沖縄県がいわゆる一国二制度、他県にない制度を求めていくと、それを求めて行く理由に、政府の中で沖縄県には基地で大変負担をかけている、迷惑をかけている。これの償いをしなければならないという、国会の中でそういう考え方があるとすると、なかなか沖縄県の基地問題というのは我々が訴えている本音の部分が通じにくいのかなと、理解されないのかなと。そうであるとすれば、この際普天間飛行場の問題を解決するためには、沖縄県のそういう特別制度というものは要求しませんと言うぐらいの決断をやらないことには、国会の空気を変えることはできないということも含めて真剣に検討する必要があると思ったりするものですから、どうも政府からあれだけの圧力がかかってくる、これに対して有効な手段を我々が持ち得ないという、じだんだを踏む思いでいるわけなのです。もう一回、原点に戻って、この基地問題。普天間飛行場の危険性の除去というのと一国二制度というのか、沖縄県だけと、この問題を真正面から考えてみる必要があるのではないかなと思います。もう一回、そのことについて知事公室長はどう考えるのか聞いて終わります。

**○又吉進知事公室長** 私は基地問題を担当している知事公室の立場ですが、やはり基地問題は基地問題として解決されなければならない、そこにある騒音であるとか危険性であるとか、そういったことをやはり解消するための方

策というものを政府はとるべきでございまして、いろいろなお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、県としましては、基地問題は基地問題としてきちんと目に見える形で県民の負担を減らしてくれと言いつけるということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 今回の問題とも少し関係するのですが、MV22オスプレイの問題、請願・陳情説明資料61ページ、陳情平成22年第187号。この処理方針で十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であると、こういう書き方をされているのです。こういう書き方というのはいかようにもとれるので、私などは何回読んでもよくわからない。それで仲井眞県政は日米安全保障条約は是認をするという立場に立っているわけですね。今のような話もあって、例えば軍隊というのは戦争をするわけですから、その機種だとかいろいろな飛行機だとかそういうものについて、戦争をしやすいものにかえていくというのは軍の論理としては当然でしょう。そういう意味で知事はその十分な情報が示されない現状では反対だと、そういう言い方は日米安全保障条約を認める立場から、整合性をとるために使っている方便なのか、それとも条件つきでこの情報が明らかになった段階では認めるということをおっしゃっているのか。つまり前段の部分は日米安全保障条約を認めているので、方便として配備反対とは言えないと。したがって、十分な情報が得られないから反対だという方便を使って反対をしているのか、どっちなのか。

○又吉進知事公室長 まず、ここには十分な情報が得られてないと、その理由が示されておりますが、その前に開発段階で事故が起きていて、県民はこのMV22オスプレイに対して不安を抱いているということが現状としてあるという認識でございまして。したがって、これに対してどう説明をしているかということ、米側は非公式ではございますけれども、10年間事故が起きていないとか、そういったレベルの説明では県民は納得しないでしょうと。したがって、個々のファクトについてしっかり詳細にしてくれということで、あえて県側からその要素を提示したということでございます。

○玉城義和委員 やはり軍の説明というのは自己完結をするわけで、飛行をするときの条件だとか、機種機能だとか、そういう難しい軍事的な説明に入る

と一般にはわかりにくいだろうと思うのです。そういう意味ではこういう言い方ではなくて、普天間飛行場の移設も認めないと、県内ではだめだと言っているわけで。海兵隊についても暫時削減をしていけという話なわけだから、その延長線上でもう少しすっきりした言い方にすると。条件闘争みたいな、その情報が公開されればどうなるかわからないような言い方がさっきの具志委員の話の一面でもあるわけで、何となく条件がよければ配備をしてもいいと言っているのではないとか、そういうとらえ方を国会も含めてやるわけです。だからバックとしては知事に対する期待もあるわけで、そういう意味ではもう少し毅然として一貫した理屈を立てて、その拒否をするならこれ以上の軍事的な強化につながることにについては反対だという、もう少しプリンシプルを立てた対応が私は必要だと思うのです。そばから見て2面とれるような言い方は私は間違ったシグナルを送るのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 県としてはやはりファクトが示されていない、ファクトを示してほしいと言っているわけでごさいます、そこで示されたファクトがいろいろお立場によって考え方はあると思いますが、ファクトはファクトとして受けとめる、あるいは評価するという行為をまずしない中では、MV22オスプレイというものの本質がわからないという問題意識でございます。

**○玉城義和委員** まさに人によって違うわけです。だから受け取り方も違って、これでよしとする見解もあるだろうし、いやこれでもまだだめだという見解もあるわけで。だからこういうやり方をすると、どこまでもあいまいさが続いていくわけです。だから、どこかで政治判断みたいなことになっていくわけで、アメリカとしても十分説明しましたと、これほど安全なものはありませんと、我がほうとしては軍事技術の粹を集めてありますと、こういう説明をされて、いやまだわかりませんと、言うのかどうかという話になってくるわけで、だからそういう意味ではもうちょっと違う理屈で対応しないと、軍事的な問題に引き込まれていくだろろうと私は思うので、指摘だけをしておきたいと思います。いずれにしても中途半端で、いかようにもとれるやり方は今日の中では得策ではないと、やるべきではないと思います。同じ問題ですが、請願・陳情説明資料38ページ、陳情平成21年第186号からMV22オスプレイについて先ほど少し吉元委員からも話がありましたが、環境アセスの現状は今どうなっていますか。辺野古についての環境アセスの手続の現状はどうなっていますか。

**○下地岳芳環境企画統括監** 今、準備書の手続を終えた段階です。

○玉城義和委員 手続上はMV22オスプレイの配備というのは現実的な問題としては出なかったのですね。県としてはこのMV22オスプレイが配備をされるという前提に立って、当然、環境アセスの項目に入れていくべきだと思われるし、当然そういう指摘は前からあったわけです。これについて新たな状況を踏まえて県としてはどういう考えなのか、環境への影響ということも含めてどういう立場に立たれているのか。

○下地岳芳環境企画統括監 まだ、評価書の出る段階ではございませんけれども、その前にMV22オスプレイの配備ということがもしあったと仮定した場合、それは当然評価書の中でその環境影響評価について記載をされてくるべきものだと理解しております。

○玉城義和委員 ありがとうございます。そういうことでやっていただきたい。それから陳情平成23年第107号、名護市議会から出ている、新たな2プラス2の話ですが、知事公室長、仲井眞県政としてはこの辺野古について正式な政府への申し入れはやったことがあるのですか。公式に沖縄県として辺野古への建設はだめだと。こういうことはやったことがあるのですか。

○又吉進知事公室長 再三、県としましては閣僚の来県等の際に県外移設を求めるということを申し上げているわけですが、一番最近では2プラス2後といたしましては、6月27日に菅総理あて、日米安全保障協議委員会における共同発表についてという形で、県外移設実現に向けて真摯に取り組むよう強く要望するということをお願いしております。

○玉城義和委員 これは沖縄県として正式に辺野古がだめだということをお願いするという事になっているわけですか。

○又吉進知事公室長 地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であると申し上げております。

○玉城義和委員 私は行政的な手続はわからないのですが、例えば閣僚と会って、対面で話をするということとか、あるいは沖縄県の印鑑の押された文章で申し入れとか、そういう手続上の違いはあるのですか。いつをもって沖縄県は辺野古について申し入れたということになっているか、そういう決まりという

か、手続はあるのですか。

○又吉進知事公室長 請願・要請・陳情という観点になりますとちょっと難しいのですが、その受けとめ方ですけれども、県としましては口頭であれ申し上げた時点をもって政府に対して正式に要請したととらえています。

○玉城義和委員 これに対して、例えば口頭でやりとりするのと、文章でやりとりするとか、違いはあるのですか。政府からきちっといついつ辺野古についての返答があったと、そういう証拠書類は何かあるのですか。

○又吉進知事公室長 手続の問題は別としまして、県の意思表示というものに対する回答につきましては、特に定めはないと考えています。

○玉城義和委員 政治的にはわかるのですけれども、行政的なことが少し私もよくわかりませんで、日米地位協定の問題に移っていきますけれども、この請願・陳情説明資料85ページ、陳情平成23年第75号と請願・陳情説明資料87ページ陳情平成23年第82号等々で例の1月12日に起こった事件の件で、自賠責保険とか任意自動車保険で手続が進んでいると書かれていますけれども、これは実際にどこまでどう進んでいるのか。

○親川達男基地対策課長 今回の事件、公務中ということで政府の手続に入るのでけれども、沖縄防衛局に問い合わせを随時やっております。まず一義的にはこの自動車に掛けています保険から支出して手続を開始しているということで、その結果については随時確認しており、まだ手続中だという説明を受けてます。

○玉城義和委員 私も先ほど那覇防衛局に電話をしましたが、おっしゃるような返答で、ほとんどどこまでいっているかわかりません、把握しておりませんと。もう一つは、保険会社のプライバシーの件もあってどれだけどこまで把握できるかもよくわかりませんと、こういう話でした。これは極めて公になっている事件で政治問題化している話であって、保険会社のいろいろな事情があって公表も云々という話になると、我々としては全く実態をつかめないわけで、そういう意味では個人的な事件・事故とは違うわけですから、それは当事者の了解も必要でしょうけれども、当然公表してどこまで進んでいて、今何がひっかかっているかというのは沖縄県として把握して、きちっと公表すべきだと思います。

うのです。それはどうですか。

○又吉進知事公室長 県は従前からこういった案件につきましては、家族の心情に考慮して公表すべきだということを申し上げております。これは公表されるべきであると考えております。

○玉城義和委員 きつちりと早目にどこまでいっているかということ、公表をさせていただきたいと思っています。それから先ほど休憩中に質問をしたのですけれども、1952年の日米地位協定というのがあったので、確認したのですが、これは当時1952年の行政協定の何条にその規定があったのでしょうか。

○親川達男基地対策課長 お答えいたします。行政協定でも第17条の2だと思いますけれども、裁判権の項目があります。

○玉城義和委員 公務の話ですよ。

○親川達男基地対策課長 行政協定では、裁判権をどちらが持つかというのを規定されていますけれども、その公務については、当時の合同委員会で細かく合意したという手続になっています。

○玉城義和委員 課長からもらった行政協定には、第18条の中に第1項にその負傷または死亡が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員または文民たる政府職員によるときには他方の当事者に対するすべての請求権を放棄すると。つまり日本政府が放棄してアメリカに全部あるということになっていて、これは1952年、60年前の話ですよ。60年前に決まったものが1個も動かないという現状を考えると、これは全く時代錯誤というか、時代おくれだと思うのですが、それはどうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員御指摘の件も含めて日米地位協定そのものも51年たっていると。したがって全く見直しが行われていないということは、再三県も申し上げているところでございまして、そういう意味では、なされるべきことがなされていないと考えております。

○玉城義和委員 この日米合同委員会の委員はどのようなメンバーでやっているのですか。

○親川達男基地対策課長 現在の合同委員会の構成メンバーですけれども、日本側代表が外務省北米局長、米側が在日米軍司令部副司令官、代表代理としては法務省大臣官房長ですとか、農林水産省経営局長、防衛省地方協力局長、外務省北米局参事官、財務省大臣官房参事官、それから米側では在日米大使館公使、それから在日米軍司令部第5部長、在日米陸軍司令部参謀長、その他の空軍の指令官とかが構成メンバーとなっています。

○玉城義和委員 日本側は北米局長がキャップで、その下にはほかの委員もいるということです。アメリカのほうは軍人と。官房長官が加わって日米地位協定があって、その合同委員会があって、その議事録があって。むしろこの合同委員会の議事録というのは非常に重要な意味を持っていて、実際問題としてはそれが多くの規定をしていくことになっているわけです。それを決めていくのに1人の政治家、国会議員も入っていないという。外務省の北米局長というのはアメリカンスクールの優等生で、べったりのメンバーが決めていくという構図になっているわけですよね。私はこれも人の問題だと思うのですよ。だから、どんどん決めていく合同委員会の議事録の公表もされないと、肝心なことはみんなここで決めていくと、公務とは何かみたいなことも決めていくと。これが政治が全然関与しないで、外務省の官僚がトップで決めていくという、この構図のあり方が私は大問題だと思っているのです。大体、政治主導と言いながら、まるっきり肝心なところは手がついていないこの日米地位協定のやり方に、私は沖縄からもその辺をきちっと批判をすべきではないかと思うのです。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 合同委員会のあり方につきましては、まずその議事録が公表されていないということが1つあります。したがって、公表されていない部分についてはすべきであると。されることが基本になっていないということは改めるべきだということが1つです。あとは渉外関係主要都道県知事連絡協議会等とも連携をしているのですが、やはり地域特別委員会といった形で合同委員会のもとに今委員が政治家とおっしゃいましたけれども、地方自治体の声を反映するような仕組みが絶対不可欠であるということを強く申し上げているわけでございます。

○玉城義和委員 地方自治体も含めてそうですが、やはり国民の代表で国会議員が入らないというやり方は、まさに官僚の思うとおりにっていくというこ

とにつながっているわけです。だから、国民の声とか県民の声は届かないという構図になっているわけです。そういう意味で先ほども上原委員から出ましたけれども、もう一回聞きます。この日米地位協定の改定問題については、1ミリも前に進まない、この15年間大田県政からずっと同じものが出されています。なぜこれが前に進まないのかと、これについては改めて知事公室長その見解を示してください。

**○又吉進知事公室長** 県としましては、これまで日米地位協定の見直しが進まない理由としましては、政府がその時々の問題については運用の改善で対処するといった姿勢を示していることが最大の理由であろうと考えております。

**○玉城義和委員** 私が聞いているのは、なぜ運用の改善でとどまって進まないかと聞いているので、そういう答弁をされると困るわけです。小泉内閣のころにアフガンに自衛隊を派遣するのに武装地帯には派遣しませんと、戦闘地帯には、どこですかと聞いたら自衛隊の行くところですよという答弁と同じで、これは本会議から同じことを答弁しているので、調べてみたらこういう答弁は論理学にもあってトートロジーというのだそうです。要するに同意語を繰り返すということで、知事公室長、そういう認識の仕方は非常に問題だと思うのですよ。本当にこの問題について、どこまで県が掘り下げて考えているのかということについて非常に疑問を持ったのです。さっき上原委員の答弁も同じ答弁でしたが、我々が聞いているのは、なぜ日本政府は運用の見直しを言うだけで抜本改正に応じないのですかと聞いているのです。それに対して運用の改善を言うところが一番の原因だと言われたら、もう質問が続かない。そうではなくて、なぜ運用の改善で抜本改正に踏みこまないのかと聞いているのです。その認識はいかがですか。

**○又吉進知事公室長** その回答は一義的には日本政府からなされるべきだと考えておりますけれども、県としましては先ほど申し上げたようなことを言うしかない。ただ、県としましては改善されない理由が何であれ、今の日米地位協定に関しては11項目の点で改正すべき内容があると考えておりますので、これについて、見直しを求めていくという点では変わらないということです。

**○玉城義和委員** 知事公室長、今の発言は気になる発言で、できない理由は何であれと言われたらそれは困ります。改正の11項目立ててやろうとしてたわけだから、それがなぜ進まないかという理由、原因がはっきりつかめないと戦い

ようがないでしょう。だからその理由はともかくとしてと言われると、これはとてもじゃないけれど、この15年間で進まなかった我が県の努力不足というか、戦略不足というかそこが出ているような感じがするのです。だからなぜ進まないかという原因を明らかにしないことには、前に進める方策が出てこないのではないですか。これは一般論としても当たり前のことです。それで私は前から申し上げているのですが、今の合同委員会に出ている北米局長、前の日米地位協定の対策室長です。彼は北米局一筋の人で。彼に聞いたときもなぜ沖縄県の日米地位協定が解決できないのかと、大田県政のころでしたけれども、この項目を解決するには、彼は日米安全保障条約に手を入れざるを得ませんという話なのです、彼が室長のころから。今回、私も東京へ行って官房長官含めて外務省の事務方とやったのですが、今出している11項目をやるためには、日米安全保障条約にやはり手を入れざるを得ませんと、これは技術的にはできますよと。技術的という意味は多分、上位法があって、例えば地方自治法と各県の条例みたいな関係があって、これを直せばこれも直さざるを得ないような関係ではないという意味だと思ふのです。だから技術的には可能ですけれども、構造的な問題としては日米安全保障条約に手を入れざるを得ませんと。これは私は外務省の一貫した考え方だと思います。だから私が申し上げているのはそういうことを言っているわけで、もし外務省がそういうことで理論武装をして言っているのであれば、我々としては、どうそれに向かうかということは当然考えざるを得ないのではないかとということを申し上げたいわけです。だから、進まない理由は何かということを知っているわけですよ。もちろん日米地位協定の問題というのは政治問題ですから、まさに政治主導でやらなければならない問題ですよ。ただし、日本の外務省というのは、そういう意味では非常にかたいわけです。延々と脈々と継がれて、彼らは我が外交は外交官でやると思っているわけだ。だから政治家なんてわずかに1年ぐらいただと、またいなくなってまたかわっていくのだと。こういう思いがあるのです。彼の中に。だからそういう意味ではもちろん我々は政治家にも相当な働きかけをしなければなりません、そういう現況である外務省の官僚群が何を考えているかということもきちっと我がほうでも把握しないとそれはできないだろうと。それで聞きますけれども、外務省の人たちは沖縄県の事務方と、こういう問題で何が優先で何がどうなっているかという詰めた話はしたことがありませんということなのだけれども、それはどうですか。

○又吉進知事公室長 何をもって詰めた話というのかよくわかりませんが、いわゆる担当の部署であります北米局の日米地位協定室とは、私自身も何回も室

長とお会いしまして、とりわけ民主党が日米地位協定の改定を提起しているという方針が示された段階から何回か意見交換というのですか、情報交換をしております。ただ、現状はこういうことになっていおります。私どもがやっているそういうことを詰めた話というのかいわないのかというのはよくわからないのですが、とにかく接触をして県の立場は何度も何度も申し上げているところでございます。

**○玉城義和委員** この11項目というのは非常によくできた項目で、まさに現状をとらまえてやっていると思うのです。逆に言えばパーフェクトになっていて、つまり非の打ちどころのないものになっていて、我々はこれを投げてありますと、沖縄県知事は大田知事のころから我々はずっと政府に要求しているのだということを言い続けているのです。ただ、その各論としてもうちよっと砕いて、例えば環境的な問題はどうかとか、優先順位はどうかとか、もうちょっと中身に割って、事務方とも話を継続的にやるようなルールづくりも必要ではないかと思うのです。だから政治は政治で当然大きな力としてやらなければなりません、政治の力が最終的には動かすのです。ただし、そういう意味では皆さんのほうでの実務的な、日常的なルートづくりで優先順位をつくってやるとかいうことも、ここまで来るとある程度必要ではないかと思うのです。だからそういうことを私は詰めて話すと言っているわけです。その辺は渉外関係主要都道県知事連絡協議会とはやっていますが、沖縄県独自とそういう詰めた話をやったことはありませんという話なので、恐らくこういう話をやると全体が崩れるという危惧があるかもしれません。この中から優先順位を決めていくとばらばらになっちゃうとか、そういう危惧があるのかなと思ったりもしますが、その辺が工夫だと思うのです。ここまで来て全く動かない、だから県民みんなが、いらついているのです。県警察もそうです。ここは何とかして風穴をあける工夫が必要だと思うので、そこを我々も、柄にもない話ではありますが、行ってそういうことをやっているわけです。外務省とも。だからそういう意味で、県がこの確論に割って11項目の説明をきちっとしながらやるという作業は必要ではないかということなのですが、どうですか。

**○又吉進知事公室長** 今のお話は大変厳しい御指摘だと承ります。日米地位協定が動いていないということは現実としてあるわけですし、それを私どもの日常の仕事の中からはっきりと政府に対して物を言っていくということはやってまいりたいと思っております。

○玉城義和委員　できれば県の課長クラスで向こうの実務課と定期的な情報交換や内部事情も含めた余り公式でないものももう少し私は日常的にやったほうがよろしいと思います。だからぜひ条件づくりをやってほしいと思います。それと同時にもう一つは、外務省等々からすれば日米安全保障条約でアメリカが日本を守るのだと、米軍がいざとなった場合には合同で守ると。ところが日本がアメリカを逆に防衛したり擁護したりする義務はないのだということで片務条約だと言われているわけです。一方、我がほうは基地を提供してアメリカの施設とかに対して接受国としてやるのだと、それで双務になっているのだという立場で、彼らにすれば日米地位協定でこれぐらいの待遇、接遇をするのは片務条約から双務条約にかわるためにある面では当たり前なのだとしてあるわけです、この何十年間。だから非常に弱腰なので、そして二言目には、外国とも、いろいろな日米地位協定を比べれば日米地位協定は非常に進んでいるのだという言い方をするわけだ。ところが、我々が実際調べてみるとそうでもないわけです。ぜひ私は県としても外国と結んだ一韓国やヨーロッパ、アジアも含めて、それぞれの地位協定と比較をきちっと県でやってみると、そしてどこがどうなっているかというのをひとつよくわかる範囲で一今度の研究所もつくるということですから、そういう各論もやってもらいたいと思うのです。だから、出しっぱなしということではなくして、いろいろな手法、いろいろな方法を使って、明らかになってくるように御努力をいただきたいと思いますので、最後に決断を聞いて終わらせていただきます。

○又吉進知事公室長　今、委員御指摘のように、これは与野党問わずに県もそうですが、日米地位協定の改正、あるいは見直しというものが進んでいないという共通認識が県民の中にございます。それをいかに動かしていくかというのは我々県政に与えられた大変大きな宿題だと考えております。今、委員が御指摘になりました各国との地位協定の比較作業も、実は県としても地道にやっているところではございます。しかしながら、なかなか動かすだけの力になっていないということで、今後もそういった戦略も考えながら引き続きこの11項目を基本とした日米地位協定の見直しといったものを強く求めてまいりたいと考えています。

○玉城義和委員　やはりこれだけ大きなものを動かすわけですから、相当な戦略が必要なのです。だからぜひそこはきちっと詰めていただいて、戦略を立てて一つ前に動かすということを県民にも呼びかけて力を結集して、やっていただきたいと思います。また、引き続きやらせていただきます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 今回の玉城委員に続いて日米地位協定です。社民党と当時民主党と、野党時代につくった改定版というのがあるのだけれども、これは大体沖縄県の要請書に基づいてつくれるかなど。本会議で知事公室長はこう答弁していたのですけれども、私もそう思っています。まさに日米地位協定の改定というのは、沖縄県だけでできるわけではなくて、与野党含めて国会の中で議論をして変えていくと、60年安保に基づく日米地位協定ですから、これは法律の改定でできると、いわゆる国の中で国内法で。これはもちろんこういう改定をして、また米軍との調整も入るかと思えますけれども、その機会がないと日米地位協定は改定できないと思えますから。知事公室長、日米地位協定第17条問題、これは民主党の関係ではどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 お答えいたします。基本的に三党案では、日米地位協定第17条日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員または軍属たる被疑者の拘禁は、原則として日本国の拘禁施設で行うということで、その者の身柄が合衆国の手中にあるとき、日本国の当局からの被疑者の拘禁の移転の要請がある場合には、合衆国の軍当局はこれに同意するということですから、後段は移転の要請に応じていただきたいという点では県案と一緒にすけれども、その場所については日本の拘禁施設でというのが示されています。そこが違いだと思います。

○吉田勝廣委員 その公務の関係はどうですか。公務中とか公務の関係と身柄の引き渡しは。

○又吉進知事公室長 特に公務中、公務外の規定については三党案と県の考え方、日米地位協定第17条については変わらないということです。

○吉田勝廣委員 それでせつかく民主党、社民党、国民新党で、野党時代につくったわけです。これが政権をとって、結局はまだ生かされていないと、そうすると僕は各政党にお願いしたいのは一これは自民党もつくってあるのです。プロジェクトチームで、それで公明党も要綱みたいなものをつくっていますから。そういうことを協議をして、まさに自分たちの案を持っているわけですか

ら、そこは調整しながら進めていくという方法が一番いいのではないかなど。それである程度国会でまとまれば、日米交渉の中で議論していくと。先ほど日米合同委員会の構成メンバーは北米局長以下、在日米軍副司令官がトップリーダーなるわけだから、合同委員会はもちろん官僚がやるけれども、しかし法律のさまざまな改定については政治家は介入できるわけだから、そこは沖縄県民を含めて、沖縄の所属政党もそういうプレッシャーを今後かけていかないと、米軍はイエスと言わないだろうと。また、そういう法律案をみんながつくるべきではないのかなど、合同でもいいから。合う合わないもありますが、そこは県がリーダーシップをとって各政党に働きかけて。せっかく三党で合意されたものもあるわけだから、それを基本に置いて進める必要があるのではないかなど。私はそう思っているのだけれどもね。

**○又吉進知事公室長** 今委員御指摘のように、これは政党だけではなく沖縄弁護士会であるとかそういったところもつくっています。微妙というのか、若干条文等に違いはあるのですけれども一考え方の違いはあるのですけれども、基本的なところではほぼ一致しているということですので、それぞれの立場で、あるいは一定の考え方を結集してやっていくということは必要だと考えております。

**○吉田勝廣委員** だから、一番残念なのは沖縄県内にも日米地位協定の改定に対する考え方が1つにまとまっていない部分もあると思います、基本的には。だけどそこをまとめていくのはやはり沖縄県だが一いわゆる沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会もあるわけだから、みんなまとまっている。その11項目についてね。それをまとめて各政党もそれに基づきながら要綱案をつくったり、また今みたいに成案というのか、ある程度のまとまったものを出しているわけだから。そのまとまったものを基本として、沖縄県が中心となって各政党に呼びかけながらつくっていくと。なぜ、そうかと言うと、そういうものがなければ、交渉ができないですよということです。部分的に。この間僕らは大田県政のときに、この11項目をつくるときに、ヤッサ、ヤッサしてつくってきたわけだから、僕たちも沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の中で。それがあってもなおかつ歴代の知事ができなかった、やる気は満々あったけれども。やる気満々あったわけ、知事会を動かしましょう、渉外知事会一渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を動かしましょう、弁護士会を動かしましょう、あのときは全部燃えたんだ。改定に向けて燃えたのだ。だからみんな自分たちでつくるようになった。しかし、事件がおさまるとまたもとに戻ってしまう。そういう

山あり谷ありがあるものだから、そこは僕はもちろん知事公室長もかわる、基地対策課長もかわる。しかし人間がかわってもその基本理念は一緒に交渉も一緒にだということをきちっとしなければ、この問題は解決しません。僕はそう思います。また何か大きな事件が起きて、また県民大会を開いて、また同じことを繰り返す。しかし中身は何も変わっていない。その繰り返しが今の沖縄だと思う、復帰後40年間。経済的にはいろいろな法制が変わったけれども、基地問題については何も変わっていない。まさに行政協定もそう。日米安全保障条約の前の行政協定だが、1953年のものも変わってない。そういうことを僕は各政党にもお願いしたいし、また各会派にもお願いしたいと思います。そこで今の公務中について交通部長に聞きたいのは、公務中か公務外であるかないかについては、捜査段階で対軍属と対軍人となれば非常に気をつけて捜査をすると思うのです、基本的には。それでその捜査段階でいわゆる指令官かそれに及ぶような人から、公務中だという認定書みたいな、これ公務中だということがあれば即、取り調べを中断して米軍当局に引き渡すのかどうか、そこをちょっと説明してくれませんか。

**○渡具知辰彦交通部長** 公務中、公務外にかかわらず、事件・事故は当然捜査します。

**○吉田勝廣委員** それは当たり前の話。公務中、公務外はそれは当たり前の話。それからもう一つは法と証拠に基づいているのも当たり前の話。これは僕何回も聞いているから。僕が言っているのはそういうことではない。僕が聞いているのは、軍人・軍属はいつも公務中とか公務外とかありますね、事件捜査のときも。要するに日本人であろうが、ウチナーンチュであろうがアメリカ人であろうが捜査のやり方は一緒ですよと言いたいかもしれませんが、しかし日米地位協定で第一次裁判権の問題とか、かなり微妙な中で捜査しないとイケないと思うのです。だから公務中か公務外か、あるいはそのときの皆さんの捜査、そしてまたもう一つは知事公室長は公務中は厳格に判断しなくてはいけないと言っている。公務中の厳格な判断というのはだれがやるのですかと。これは要するに指令官が厳格な判断をやる。しかし、捜査できるのは皆さんですよ。一番かかっているのは皆さんです。そういうことでその捜査段階でまだ被疑者だとか、まだないときの初期の捜査段階での皆さんの気の使い方、初動捜査というか、そういうのは大体どうやっているのですか。

**○渡具知辰彦交通部長** ちょっと質問の趣旨がぴんとはこないのですけれど

も、初期の段階でこの事案について言うと、においがしなかったからやらなかった云々もあるのですけれども、現着したときに既に救急車が来て、治療していた段階なのです。これは日本の救急車なのですが、その後アメリカの救急車が来て搬送されたもので、そのときはできる状況ではなかったという状況です。そして初期の段階の捜査というと、まずはどうしてこういう事故が起きたのかというのを考えるのですけれども、当然その前は何していたのかになります。当然裏づけするのですけれども、仕事して帰ってきて経路は例えば一度国道に出て左折して一自宅が国道沿いにあるものですから、手前のほうのところで事故を起こしたというような捜査の流れなのです。その段階でそれなりの本人に供述に矛盾がないかどうかも含めて捜査します。ですから公務云々の前の話になると思います。

○吉田勝廣委員 皆さんが捜査をするときに、普通軍人の場合は通訳官が入って一交通だから大変だと思うけれども、どうでしょうか、一番最初。

○渡具知辰彦交通部長 通訳官は警察本部の捜査一課のほうにあるのですけれども、それで特に傷害事件の多い沖縄署にも通訳官はおります。それぞれ来てもらう、場合によっては来れない場合もあります。電話を介するやり方もあるのですけれども、場合によっては米軍側が通訳官を連れてくる場合もあります。ケース・バイ・ケースでそれぞれ違います。

○吉田勝廣委員 ケース・バイ・ケースでかわるのもよくわかるのだけれども、例えば辺野古の女性の事件のときも、現場にいながらいろいろ問題点があったと、読谷のときもいろいろ問題点がありましたよと、この一連の事件をめぐって。これまでみんな交通にかかわるものだから。だから今度の事件に関しても、通訳官が入っていて、初動のアルコールの話もやっていないと、そういう条件があったからそうなったかもしれないけれども。もう一つは、米軍事件は全部公務中か公務外とか、あるいは裁判権の問題とか、逮捕権の問題とか全部かかわってきますよね。だからそれがかかわってくるので一こういう言い方はおかしいかもしれないけれども、非常に微妙な捜査をしなくてはいけないのかなと僕は思ったりするのです。要するに通訳官とか介するから。というのは、事件を介して一番最初は沖縄県警が最初来るのだけれども、後からMPが来てやり始めると、MPのほう言葉を知っているから、主導権を握るのではないかと思うわけです。またアメリカではいつも最初は否定から始まるものだから、私はやっていませんと、これは僕の勘です。またこれまでの新聞報道とか見て、

全部最初は否定です。今の米軍は全部否定から始まる、もちろんアメリカでもそうだと聞いていますけれどもね。だからそのこのところの捜査の微妙なやり方、ここにちょっと疑問を持っているものだから、この事件も公務中、公務外、それから公務の厳格となってくるときに、警察官がそういう認識を持っていれば、後からの立証問題だとかいろいろな問題に関してもっともっと正しい判断ができるのではないかという感じがするのだよ。どうなのでしょう、その辺は。ちょっと抽象的で申しわけないけれども。

**○渡具知辰彦交通部長** 確かに委員のおっしゃる非常に微妙な問題という側面も理解できます。要するに犯罪捜査は、真実を明らかにするということですから、捜査の段階でおのずと結果として公務であるかどうかは後からわかることなのです。その公務である、ないというのは頭にありません。まずは事故が発生して尊い人の命が失われた。何が原因なのか、それを前の前の行動も含めて捜査して、その結果おのずと彼はどういう経緯でこの夜中の時刻に相手コースに入ってしまった、不幸にも死亡事故を起こしたのかというのが判明することになります。

**○吉田勝廣委員** そうすると例えば皆さんが調べていて、これは明らかに犯罪が成立すると、過失か何になるかわかりませんが、あるいは道路交通法に向かって犯罪構成要件が適用されると判断をしていると思うのですよね、いわゆる民間の事件だったら。しかし、これが外人の公務中に起こした事件であるがゆえに米国側に持っていかれると。捜査も含めて。起訴も含めて。裁判権を持っていくわけだから。それはどこまで捜査を公表することは可能なのですか。持っていかれる前に現段階の捜査はこういうことで、こういう構成要件に該当しますよとなるのですか。

**○渡具知辰彦交通部長** 委員の質問は非常に微妙な問題なのですが、何回も聞いたはずなのですが、あえて聞いてください。県警察は定められた規定の枠組みの中で法と証拠に基づき捜査を進めるものであり、基本的には日米地位協定について見解を述べる立場にありませんので答弁は差し控えますということなのですが、基本的には米軍側の公務証明書の発行に関しては米軍側が検事正からの要請に基づき、または自発的に犯罪が発生した地の検事正に対して発行されるものであるということと承知しております。

**○吉田勝廣委員** 皆さんがその捜査をして、その捜査を途中までか終了するま

で捜査が及ぶのか、公務中だともし言われたら。その捜査段階のことは公表できるかどうかということです、僕が聞いているのは。要するに裁判できないから不起訴になるでしょう。例えば金武町の流弾事件あるでしょう。捜査はして名前はわからないけれども、起訴しますと出すわけだよ、検察庁に。しかし、その裁判権の場合は皆さんは捜査はしましたと、捜査してこれは道路交通法に基づいて犯罪構成要件に該当するからこれは検事に出しますと、そこまでできますかと聞いている。そして検事はこれは公務中だから裁判権は米国側にあるので不起訴ですよというのをやるのかと聞いているのです。

○**渡具知辰彦交通部長** 当然構成要件に該当する事件、外人事件であろうが日本人の事件であろうが、捜査して検察庁に送致します。

○**吉田勝廣委員** 送致をしてその送致の内容については公表できますか。

○**渡具知辰彦交通部長** 送致したから事件は終了ではないので、事件はまだ継続していますので公表できない部分が大きいです。

○**吉田勝廣委員** いわゆる新聞報道でしか我々はわからないということになるのですか。家族も含めて。

○**渡具知辰彦交通部長** 家族に対しては被害者支援の立場から、その事件の細かいひだひだまではできない部分はあるのですが、必要最低限のやるべきことは、今回の事案についてもやっております。

○**吉田勝廣委員** つまり犯罪の構成要件に該当するわけだから、彼がこういう刑法なり第何条によって、こうなったのですということまでは家族に公表できるわけですか。

○**渡具知辰彦交通部長** 前回にも言ったと思うのですがけれども、1月13日に事故の発生状況を被害者の方に御説明申し上げています。そして1月24日に被害者の手引きの交付と捜査状況を説明しております。

○**吉田勝廣委員** 僕たちがわからないのは、こういう場合はなかなか明らかにならないものだから、加害者が一方的にもう100%悪いという判断をするのか、その被害者についてもちょっと過失があったことになるのか、ならないのか

かりません、我々は。全然表に出ないので。だからそういうときはどうなるのですか。

**○渡具知辰彦交通部長** 一応警察側は一何回も繰り返しになるのですけれども、構成要件に該当する有責違法な行為については、つまり犯罪を犯したと判断したら、それなりの捜査をして事件送致します。警察庁に。そして次の段階は公判が始まります。そして捜査側、あるいは被疑者側の弁護側、それぞれ事実はこうですよ、ああですよと。

**○吉田勝廣委員** わかりますよ、それは。これは一般的な裁判だから。僕が言っているのは、そういうところも含めて非常に日米地位協定というのは大変だなということなのだよ。一般的には交通部長の言うとおりです。そこで裁判で明らかになっていくと、それはよくわかる。だけど、この場合は裁判をどこでやっているかわからないから、刑もわからないでしょう。何年刑になったのと。アメリカでやっているから。だから僕は聞いているのです。あなた方も大変でしょう、調べて自分で送致しておいて裁判権向こうにありますと言われたら、しゃくにさわるでしょう。僕もしゃくにさわるけれど。それは日米地位協定上言えないでしょう。

**○渡具知辰彦交通部長** 何回も繰り返しになるのですけれども、結局は定められた規定の枠組の中で法と証拠に基づきしかるべき捜査を進めて送致しているということです。

**○吉田勝廣委員** 日米地位協定については、警察も大変だなと思います。同情します、そういう意味では。僕は、ワジワジするけれども。知事公室長、この厳格と皆さんが書いてあるわけだから、厳格というのはどういう意味ですか。

**○又吉進知事公室長** 読んで字のごとく厳格ということなのですけれども、要はこの件に関しては、理由がなく我が国の法で裁けないといった事態があるのではないかという県民の疑いがあるわけでございまして、そういったことを一つ一つ丁寧に納得がいくような説明をしていただきたいという趣旨だと考えております。

**○吉田勝廣委員** もう一つ、例えば米国本土でアメリカ人が今のような事件を起こした場合、アメリカの国内法ではいわゆるアメリカの一般人と同じように

罰せられるのか、そうじゃないのか。要するに軍法会議にかけられるのか、そうでないのか、その辺はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 当然地位協定はないわけですがけれども、米国の国内法と軍法の関係というようなことで、ちょっと今具体的なデータを持っておりませんで、明確にお答えはできませんけれども、軍が特に守られているといった事態はないものと承知しております。

○吉田勝廣委員 だから軍人でも例えば更新中であり、軍の演習中であり、いろいろやっているときに事件・事故を起こしたときは、これは公務中。そうではないとき、これは知事公室長も調べておくと言っていますから、ぜひ報告を受けたいと思います。

請願・陳情説明資料61ページ、陳情平成22年第187号。MV22オスプレイはいつごろ。新聞報道だとか、それからMV22オスプレイについての議会での皆さんに対する質疑を聞くと、これまでの知事公室長は、外務省や防衛省に問い合わせしてもまだ決まっていないから云々という話をオウム返しみたいに答弁していたのだけれども、その配備計画というのは、皆さんから見て沖縄県に配備するというのはいつごろわかりましたか。

○又吉進知事公室長 いろいろな情報、海兵航空計画とかいったものは見ていたのですが、しかしながら配備計画が実際に動き始めたという時点については承知しておりません。

○吉田勝廣委員 僕はいつもそこが変だなと思うのだ。MV22オスプレイについて、各委員からもいろいろなことを言われて、CH46、CH53、F15でもいいです。F14でも。それからF18でもF22でもいいです。要するにアメリカの軍事予算の研究費であるとか、それから装備の変更であるとか機種の変更。やはりこの研究に何年かけていくのかと、10年か20年かと。アメリカでは予算措置されるわけです、その研究費に。CH46については20年前からちゃんと研究が始まるわけです。その機種変更のために。これは目的があるわけです。CH46はもうベトナム戦争で終わって、機能はちょっと弱くなったと、もっとすばらしい機能に持っていかうではないかということで、それは海軍であれ、海兵隊であれ、垂直離着陸機にしたほうが良いということを議論しているわけです。それで研究をしようではないかという。それは何回も落ちたけれども、何回も研究してやっと配備にこぎつけたと、製造にです。その過程を見ればCH46は

沖縄県にある、CH53も沖縄県にある、それから揚陸艦にもCH46は搭載されている。それはある程度軍事ということを行っているわけだ。ある程度それに變更されるだろうということ、予測できるのではないかと僕はいつも思う。またアメリカの公文書に載っている。文書はみんなそうなっているわけです。そのとおりになっている。逆に言って、QDR—4年ごとの国防政策見直しでも、その本に書いてあるわけだ。これに変わっていきますと、2010年のQDRに書いてある。だから、そういうことから判断するとMV22オスプレイが来ることは必ず来るというの、100%間違いないから、それが離着陸できるような整備が始まるわけですよ。これは大変な機種だから狭い沖縄県でこういう飛行機が飛び交って離着陸すること自体が非常に危ないのかなと。でっかいアメリカだったらまだいいかもしれないけれども、わずか飛んでまた降りたりして、飛行機は離着陸が一番大変だと言われている。飛ぶものはみんなそうです。飛ぶものは必ず落ちるから。このランニングゾーンというのが、着陸帯が沖縄県にはいっぱいあるわけです。だからきょうの新聞で、北部訓練場から伊江島から全部着陸帯がある自治体にお知らせもするのです。また、もう一つ僕が言っているのは、揚陸艦にも乗ってきますよと、この飛行機が。その揚陸艦からも飛び立ってまた訓練がありますよと、必ず嘉手納飛行場にも来るわけだ。そういう想定をすると沖縄県は一体今後どうしていくのですかと。もちろん反対と言っている。反対はしているけれども、実際飛んでくるときどういう行動をとるか。僕は反対する姿勢については非常にいいことだと思うけれども、その辺の見通しと、来年来ることは確実だから、それに対してどうするのだという決意は、さっきから聞いているけれども、その辺はやはり具体的にどうしたら来ないようにさせるかと。沖縄県も我々も力はないのだから、反対しても必ず来るわけだ。それはどうしたらいいと思いますか。

**○又吉進知事公室長** 大変難しい御質疑なのですけれども、つまり反対するにせよ、あるいは現時点で反対と言っているわけなのですが、このMV22オスプレイなるものに対するしっかりした認識というものがまず大前提であるという考えから、質問状を出しているわけでございまして、そこで答えが帰ってくる、それをしっかり見きわめて、相手に伝わるような主張をしていくべきだというのが県の考えでございします。

**○吉田勝廣委員** 質問書読ませてもらって、非常に立派な質問書だと思っています。しかし、僕がいつも思うのは、だれも危険だと余り言いたくないよね、自分の飛行機を配備するのに。訓練するときには墜落は万分の1ですよ。例

えば、1万回飛行して初めて落ちますと。CH46だって普天間飛行場から何万回か飛び回って、CH53が沖縄国際大学に落ちた、CH46もたくさん落ちてます。キャンプ・ハンセンにも落ちましたけれども。アメリカからすれば何万分の1ですよという。そう書かれてきたときにどうするかなのです。問題なのは。要するに安全だから飛行しますと、安全だから配備もしますよと、CH46にかわって配備しますよと。しかし沖縄県は狭いので頻繁に離着陸を繰り返すわけです。しかもそのランニングゾーンという着陸帯もそんなに大きくない。これからこれをもっと拡大していくわけだよ。皆さんも説明したように焼けた跡とか生物の調査だとか、風力は幾らだということで質問しているわけですから。そのところを考えると、この飛行機は沖縄県にはふさわしくないですよという結論に僕は達している。だからそのところを理論的に持っていかなければ、ただ質問して安全ですよ、こうだからこうですよと言われたら、こっちは負けるのです。沖縄県もやはり地理的条件と気象条件ということで、やはりだめなのだと言わなければならないし、質問変えても時間ありませんから、これは今みんなクリアしてますと、だからこそアフガンにも配備しましたと。だからこそ沖縄海兵隊に配備しますと、戦力を強化するためにとということになるから、その辺の危険性があるのでやはり沖縄的な発想でもってこれを阻止していくとか、やめさせなければならないと、僕はそう判断しているのですけれども、どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 当然ながら、この質問に対する回答に対して最初から予断をもって、通していくとか、通さないとか、そういうことは今のところ考えておりません。しかしながら仮に納得のいかない回答があれば、それは二の矢三の矢という形で質問を追加していくという考えでございますので、まずはこの29項目に対する回答をいただくよう強く求めてまいりたいということでございます。

**○吉田勝廣委員** 最後に、皆さんが質問を出したのは、予断があったからだよね。こういう事件・事故を起こした飛行機だから、沖縄県にとってこうだからというイメージがあったから質問書を出したわけでしょう。不安だったから、問題点があるから、このMV22オスプレイは開発のときからいろいろな事件・事故を起こしていると、これが配備されたけれども、問題点がまだまだたくさんあるということで皆さんも質問書を出したわけだ。安全ならF15はばつと認めたでしょう。自衛隊が那覇に来たときに、装備の変更だからと。認めたでしょう。

○又吉進知事公室長 まず、予断はございません。これは事実としてこの29項目に書かれていた情報を得て、その情報は確認しなければならないという県としての当然のアクションであると考えております。

○吉田勝廣委員 予断とは何かとまた議論しないといけないのはおもしろくないから、要するにこの29項目はさまざまな問題点があったから質問を出したのでしょうか。

○又吉進知事公室長 情報があったからです。インターネット等でこういう情報があったから、この情報については事実がどうかを確認しているわけです。それが29項目重なったということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 私は知事の再選以来、知事の対米軍に対しての姿勢ですが、とてもそれに共鳴をするし、賛同するのです。頑張ってください。明確な知事の姿勢、普天間飛行場の移設は県内不可能、そしてMV22オスプレイも反対だと明確に示していることに賛同するものであります。その立場ですが、事実関係等を知りたくて確認のような形で質問をさせていただきますが、順不同で済みませんが、ページをあけたり、めくったりすると思いますが、請願・陳情説明資料80ページ、陳情平成23年第48号のこのアフターバーナーというのは何なのですか。これを教えていただけますか。

○又吉進知事公室長 戦闘機等が緊急に速度を上げる必要がある、あるいは急上昇する必要があるときに、そのエンジンの燃焼室に燃料を直接送り込みまして、再燃焼をさせて推力を上げると、その際に大変大きな騒音と炎が出てくると承知しております。

○桑江朝千夫委員 この頻度といいますか、離着陸のたびにほかのいろいろな機種があるとは思いますが、どんな頻度であるのですか。

○又吉進知事公室長 基本的にはアフターバーナーは戦闘機のみを与えられている機能であると理解しておりますけれども、その機能が使われるのは離陸時、それから戦闘時に急加速が必要な事態といったものであると承知しております。

す。

○桑江朝千夫委員 相当な騒音量になるのですか、これは。

○又吉進知事公室長 今細かいデータを持ち合わせていないのですが、過去にF15についてアフターバーナー使用時、不使用時という比較表があったと記憶しております。F15の場合、使用時が149デシベル、不使用時が144デシベル、F22に関しましては使用時が146デシベル、アフターバーナー不使用時で140デシベルですから5から6デシベル変わってくるということです。

○桑江朝千夫委員 請願・陳情説明資料88ページ、陳情平成23年第84号と陳情平成23年第85号、嘉手納統合案に関してですけれども、各市町村議会で反対の議決をしているのです。北中城村でもあるのですが、どれぐらいの議会で反対決議をやっているのかわかりますか。統合案反対。

○又吉進知事公室長 今手元にございますのは嘉手納町、西原町、読谷村3カ所の決議が県には届いております。

○桑江朝千夫委員 嘉手納飛行場周辺の市町村ですね。さきに一般質問等でいろいろな議員が知事の訪米等について、知事は9月にでも行きたいというような答弁だったと記憶しているのですけれども、訪米をして当然辺野古移設はないですと、普天間飛行場の移設は県内不可能だというような主張をするとは思いますが、どうでしょう。

○又吉進知事公室長 今回の訪米の中身については現在検討中ですが、基本的に公約で申し述べた姿勢を踏まえて、それを米側に申し上げるということにしております。

○桑江朝千夫委員 県内移設不可能だという言い方もいいのですが、それに含めて嘉手納統合案も絶対ないということを、ぜひ大きく主張してもらいたいと。私は沖縄市に住む者としてそうお願いをしたいのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 先般、私自身がアメリカに出張した際には議会、政府の関係者には地元は現時点でも大変な思いをしている中で嘉手納統合案というのは到底認められるものではないということは申し上げておりますし、知事が訪

米の機会があれば、そういうことも含めてしっかり申し上げることになると考えております。

○桑江朝千夫委員 ぜひ、主張を貫き通していきましょう。それからMV22オスプレイに関することです。請願・陳情説明資料61ページ、陳情平成22年第187号、その騒音等に関する事実関係を改めてお聞きしたいのですが、新聞とか今までのやりとりの中では、CH46よりは—これは米軍側が言っているということですね、米側の主張はCH46より静かで安全性が高いと。だけど、離着陸時の騒音はCH46を上回る、ここら辺の事実を確かめたいのですが、どうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃったとおり、米側は現時点では相対としてCH46より騒音は低下すると言っているようです。しかしながら県の騒音に対する質問書の中では、ヘリコプタモードと固定翼モードはどう違うのか、それからその飛行ルートによって民間住宅地に隣接する普天間飛行場では騒音被害がふえるのではないかとといった形で、全部で7項目の質問状を出しております。したがって、こういうものをきちんと確認してまいりたいということでございます。

○桑江朝千夫委員 反対の理由で県側は安全性に不安があると、過去に事故を何度も起こした、開発段階で。そして実際に使われた中でも死亡事故起こしている等から不安があると。処理概要を見て言っているのですけれども、その騒音部分がないのですね。騒音に関しての理由が、こうなるから騒音の部分からも反対であるということがこの処理概要から見当たらないのですけれども、これは、はっきり言ったほうがいいのではないですか。

○又吉進知事公室長 そこを確認するために質問状を出しているわけございまして、先ほどから申し上げているように騒音はCH46より小さいと言っているわけです。しかしそれは本当なのかと、こういうパターンであったときにむしろ騒音は増加するのではないかとということを含めて聞いておりまして、その回答を待っているということです。

○桑江朝千夫委員 これから協議の中で反対という部分で確認していきたいと思ったものですから。最後に気になるものがありまして、嘉手納町の学校でUターンをしたと。請願・陳情説明資料83ページ、陳情平成23年第74号、スクー

ルゾーンというものは何なのでしょう。登下校の子供たちの安全を守るため、時間帯によって登校時、下校時、その間スクールゾーンは何らかの規制があるものなのですか。

**○渡具知辰彦交通部長** スクールゾーンとは保育所、幼稚園、小学校等の周辺における幼児や児童の安全を図るために、これら施設を中心とする半径おおむね500メートル以内の地域で交通安全施設の整備、交通規制等のあらゆる交通安全策を総合的、集中的に実施すべき地域をいっております。今回の事案のところなのですけれども、午前7時半から8時半の間、嘉手納小学校前の道路は自転車及び歩行者用道路として交通規制が実施されております。米軍大型車両が立ち往生した時刻は午後3時40分です。そのころはその交通規制の時間外でありました。

**○桑江朝千夫委員** 米軍車両の安全プログラムというか、飲酒運転等の交通安全教育を実施しているということですが、道を間違えるという状況は信じられないのですが、何度でもありますね。うるま市の病院でもUターンをしたり、子供等の安全を特に考えていかなければいけないゾーンというのか、いわゆるスクールゾーンとかいったところも認識させる必要があるのではないですか。これからの米軍に対しての交通教育プログラムの中にはそういった部分もしっかり教育し直す必要があると思うのです。県内の安全であるべきゾーン、何時から何時までは子供たちの登校時です、何時から何時には下校時で多くの子供たちがこの道を通るといった部分を、しつこいようですが、改めて教育してみたいかがですか。

**○渡具知辰彦交通部長** 道路標識の図柄とか大きさは道路交通法に基づく政令—これは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令という政令なのですけれども、規定されておまして、設置基準に従って設置されております。ちなみにこの事案を説明しますと、読谷大木線がございます。読谷大木線を南から来たら水釜交番のほうから左折します。左折してしばらく行ったら、3差路になっています。それを左に行きますと、赤橋がありまして、赤橋越えたら古堅給油所越えて大木に行きます。今言いたいのは、いわゆる水釜交番のほうから古堅給油所までは……

**○桑江朝千夫委員** いいですよ。全体的な話をしているのです。米軍車両ですが、基地の中では物すごく安全運転です。厳しいです。ゆっくりです。このス

トレスが外に出ると出てくるのです。アメリカ人は。基地外に居住している方が多くいますから、基地から出たとたんに車の運転が乱暴なのです。それは事実です。現実なのです。ですから特に基地外に居住している軍人が基地内に出勤するときはこのスクールゾーン、子供たちの登下校というのは十分な安全の配慮をさせることを徹底しないといけないと思うのです。我々の感覚と彼らの感覚は違いますから、そういった部分の教育はしたほうがいいのではないですかということを今伺っているわけです。個別的な事実を今解明しようとは思っているわけではないです。

○**渡具知辰彦交通部長** 県警察は昨年から米軍人に対する交通安全教育も力を入れているのですけれども、よく考えましたらアメリカは右側通行ですね、日本は左側通行です。御承知のように昭和53年7月30日から交通法が変更になりましたので、それも含めて交通法規も若干違う、そして地理も全然違います。アメリカみたいに広い国ではないですから、スージグラーとか多いですし、日本の道路交通法はこうですということで、しっかり継続して教えようということで去年からやっているのですけれども、これからもそういった、こっちとこっちとこっちはスクールゾーンですという教え方はすぐにはできないと思うのです。それ以前に覚えてほしいことがいろいろありますから、基本的には主要幹線はここですから、この道が安全ですとかも含めて交通安全教育は実施していきますけれども、その事案があったら必要に応じて交通事故・事件防止について申し入れしていきたいと思えます。

○**桑江朝千夫委員** ありがとうございます。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○**玉城満委員** 皆さんニリてるようだから、1点だけ。日米地位協定の話ですが、僕は毎回いろいろな提案はできないかという質問をさせていただいているのですけれども、県が一点突破で日本政府にお願いしたり米国にお願いしたりやってもはね返されてくるという、これの繰り返しです。ところで知事公室長、お笑い米軍基地というお芝居を見たことがありますか。

○**又吉進知事公室長** 全体で通したことはないのですけれども、断片的に見ております。

○玉城満委員 あれは本当に政治的なにおいもしないし、日米地位協定ということも言わないけれども、余りにも理不尽な今のウチナンチュとアメリカとの関係を実に見事に表現しているのです。実はあれを高校生に見せたり、地域でいろいろな人たちがこれを見て、若い人たちに日米地位協定という言葉はかなり啓蒙・啓発しているわけです。僕は何が言いたいかといたら、県民運動的なだれでも日米地位協定の話がすぐ出てくるような、そういうのにはやはり政治的集会とか、県民運動的に訴える集会というだけではなくて、やはり文化を通した後押しみたいなものが絶対必要だと考えるのです。これからも一点突破で苦しいところは一つの流れをつくると相手のヒューマンイズムに対してちょっとくすぐりをかけるといふか、相手がつらい立場に追い込まれるような演出というのは、これから沖縄県はやっていかないといけないと思うのです。その辺はどうでしょうか、戦略として。

○又吉進知事公室長 我々行政マンとしては、どういう形で行政の場だという感じはしますが、ただ一個人としてはこれは大変興味深い御提案ではないかと考えます。

○玉城満委員 ぜひやっていただきたいと思います。これはかなり全国的にもとらえられて、このお笑い米軍基地が全国放送のドキュメンタリーにもなって、県が国に訴える、米国に訴えるという映像のシーンは全国に紹介されないけれども、このお笑い米軍基地だけはこのドキュメンタリーが全国民に知らされているわけです。そうすると全国民がちょっと理不尽な、ちょっと不公平な話だと気づいてくるわけです。沖縄県の皆さんもまだそれに触れてない人たちがたくさんいる中、やはりもう少しこの啓発・啓蒙に対して力を入れるべきではないかということなのですよね。これを提案させていただきたいと思います。ぜひ決意のほどよろしく。

○又吉進知事公室長 お笑い米軍基地に関しまして、私も何回か見っていますが、要は若者においても非常に意識せざるを得ないぐらい沖縄県の基地問題は深刻なのだと、それをある種笑いの中で紹介しているというような非常に知性といったものを感じます。したがって、そういう観点からすれば、県民のさまざまな基地負担に対する考え方がよく表現されていると私は思います。ただ、日米地位協定等につきましては、これは厳密に条例、法律の世界でございますので、その主張する論点といったものはある程度整理をしなければいけないと思いま

すが、基本的にそういった違う観点から県民の心として基地負担の軽減を訴えるといったことは、県としても努めてまいりたいと思っております。

○玉城満委員 これは何が言いたいかというと、こういう機運というか、うねりというか、その波をそういうものから力をかりて、日米地位協定の今言ったような法律的なところに後押しをさせるような流れを演出するのも1つですという提案なのです。だから、そういう意味では、余り一点突破で政治的なそういう法律的な部分だけで四苦八苦するのではなく、いろいろな手法を取り入れてやるべきですよ、沖縄県は。そういう提案させていただきます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情50件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど採択した陳情の中に意見書等の提出を求める内容が含まれておりますので、議員提出議案として意見書等を提出することにつきまして、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び決議を提出するかどうか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から視察調査日程についての提案があり、その議題の追加について協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察日程について協議した結果、久米島射爆撃場等の視察調査を行うこととし、視察日程等については委員長一任とすることで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続に

つきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子